

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	拠点・市街地整備		施策コード	都市建設部	全 部 署
			1-1-1		
施策の目指す姿		交流を生む持続可能なまち			
政策体系	政策	都市基盤			
	政策の方針	活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります			
現況と課題	◆市内の人口分布は、友部駅・岩間駅・笠間駅周辺のほか、赤坂、旭町、鯉淵周辺に一定の人口集積があり、商業・医療・福祉・学校等の生活機能も集まっていますが、人口減少、少子高齢化が進展する中、これらの都市生活を支える機能の持続性確保や街並みの魅力向上につながる取組みが重要です。 ◆住宅の耐震化が伸び悩んでいるほか、市街地においても空家や空店舗が増加傾向にあるため、防災や既存ストックの有効活用面で課題となっています。 ◆市街地の交流拠点として、地域交流センターともべ「Tomoa」、地域交流センターいわま「あたご」、かさま歴史交流館井筒屋を設置しており、市内外の交流や賑わいを創出しています。 ◆茨城中央工業団地(笠間地区)や岩間IC周辺地区は、本市産業の拠点として、更なる企業立地により、経済活動や産業活動を牽引することが期待されています。 ◆笠間稲荷神社周辺や佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺には、歴史・文化・芸術等の魅力ある観光施設が点在しています。また、国道355号沿道には、道の駅かさまが本市のゲートウェイとして整備されたほか、笠間クラインガルテン周辺や自然豊かな愛宕山周辺・北山公園周辺などには、観光・農業の交流拠点が形成されています。 ◆今後は、これまでに整備してきた拠点の維持や更なる魅力向上を目指し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能、公共交通を含め、立地適正化計画に基づく集約と連携のまちづくりを進めていく必要があります。あわせて、住宅の耐震化や空家等の既存ストックの利活用など良好な居住環境を形成していくため、安全で安心な都市基盤づくりと移住・定住の促進、観光、産業など各種の施策との連動が重要となっています。				
施策の内容	①持続可能なまちづくり・魅力的な拠点形成の推進 ②「暮らしの質の向上」につながる良好な居住環境の形成				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
居住誘導区域内の人口密度	目標値	人/ha	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3
	実績値	人/ha	22.6	22.4			
	達成度	%	97.0	96.1	0.0	0.0	0.0
良好な住環境が形成されていると感じている割合	目標値	%	-	41.9	-	47.3	50.0
	実績値	%	-	31.5			
	達成度	%		75.1		0.0	0.0

(2) 施策の課題

・成果指標のうち「居住誘導区域内の人口密度」については、令和4年度実績値が目標値を下回る結果となっているため、引き続き、主要駅周辺の市街地や一定の人口集積がある地区(立地適正化計画における誘導区域)内への居住誘導を促すような取り組みが必要となる。
・人口減少を抑制し、居住誘導につなげるためには、移住・定住化を促進する住環境づくりや、雇用創出につながる企業誘致・立地に向けた基盤づくりが重要である。
・持続可能な都市づくりに向けて、市街地内の各種拠点を結ぶ公共交通環境の維持や、増加傾向にある空家・空店舗等の既存ストックの有効活用を促進する施策の展開・連携が求められる。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・誘導区域内人口の増加に向けて、住宅や各種都市機能の立地促進につなげていくため、優遇策(インセンティブ)の一つとして、定住化の受け皿となる宅地開発に対する支援制度(宅地創出促進事業)を継続する。
・誘導区域内への居住の優位性を高めるような、各種支援制度における補助率のかさ上げや助成額の拡充などを検討する。
・雇用創出につなげるための企業誘致や立地を促進するための基盤整備(道路・公園など)を優先的に進めていく。
・総合的な公共交通施策との連携を図り、多様な公共交通を活用した市民の円滑な移動対策を検討する。
・空家、空店舗等の解消や再利用を促進するための対策や支援を継続的に実施するほか、既存ストック・低未利用土地の利活用を促すような取り組みを検討する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	公共交通	施策コード 1-1-2	政策企画部	総 務 部 保健福祉部 産業経済部 都市建設部 教 育 部
施策の目指す姿		多様な移動手段が確保されたまち		
政策体系	政策	都市基盤		
	政策の方針	活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります		
現況と課題	◆本市の鉄道交通は市内をJR常磐線とJR水戸線が通り、特急が停車する友部駅をはじめ6つの駅を有し、友部駅・岩間駅・笠間駅は路線バスの発着地となっています。また、多様な移動手段の一つとして、笠間市自転車活用推進計画に基づき、本市の交通体系における自転車の位置づけを明確にして利活用を促進しています。 ◆公共交通は拠点と市街地、観光資源をつなぐ生活交通と観光交通の両面の役割があります。生活交通では自動車中心のライフスタイルにおける高齢者への安全で利便性の高い交通手段の提供、観光交通では周遊性の高い交通体系の確保など、生活交通と観光交通の一体的な検討が必要です。 ◆今後は、利用者の増加や利便性向上を含めた持続可能な公共交通システムの構築やMaaSなどの新たな技術の導入検討、渋滞緩和はもとより道の駅かさまなどの拠点をはじめとする市内への周遊性を向上させるネットワークの構築が必要となっています。これらの構築にあたっては、生活環境政策とも連動した環境配慮型のモビリティの導入検討も必要となります。 ◆人口減少や少子高齢化を背景に、高齢者を主な利用者とするデマンドタクシーかさまの導入をはじめ、移動手段の確保を図ってきましたが、公共交通全体の利用者の減少により、市の関連経費の増大が見受けられます。現状と同じ形態、手法での持続は困難であり、公共交通そのものの在り方の根本的な見直し、また、MaaSなどの新たな交通システムの導入検討により、持続可能な公共交通の確立が必要となっています。			
施策の内容	①持続可能な公共交通システムの構築 ②多様な交通手段の確保と利用促進			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
公共交通利用者数(鉄道市内駅乗車人数)	目標値	人/日	5,521	5,921	6,321	6,721	7,121
	実績値	人/日	5,532	5,791			
	達成度	%	100.2	97.8	0.0	0.0	0.0
公共交通利用者数(路線バス 補助路線のみ)	目標値	人/年	67,168	73,568	79,968	86,368	92,768
	実績値	人/年	56,122	57,912			
	達成度	%	83.6	78.7	0.0	0.0	0.0
公共交通利用者数(デマンドタクシーかさま)	目標値	人/年	64,000	68,000	72,000	76,000	80,000
	実績値	人/年	45,674	47,334			
	達成度	%	71.4	69.6	0.0	0.0	0.0
市内の公共交通機関を使いやすいと感じている人の割合	目標値	%	-	45.0	-	50.0	50.0
	実績値	%	-	25.4			
	達成度	%		56.4		0.0	0.0

(2) 施策の課題

人口減少高齢社会を背景に、高齢者を主な利用者とするデマンドタクシーかさまの利用者が増加する形で推移をしていたが、コロナ禍を受けた移動の自粛等により利用者数は減少に転じた。また、ウィズコロナに向けた動きの中で経済活動が徐々に回復してきた事に伴い、公共交通利用者数について若干の増加がみられたものの、あらゆる公共交通機関において、コロナ禍以前と比較して利用者数が未だ少ない状況である。公共交通の満足度についてもほぼ横這いで推移することが見込まれるとともに、路線バスの補助金額については利用者数の減少及び物価高騰の影響などにより補助金額が増加となり、市予算に占める公共交通関連経費は増加となっている。こうした中、今後の公共交通全体の持続性が改めて課題となっている。
また、一方で観光周遊におけるJR駅からの移動手段やイベント開催時の市内渋滞緩和策としての二次交通の確保が求められている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・公共交通については、スマートシティ形成の一環として、新たな市内における移動手段の確保と公共交通の再編を併せてMaaSの導入を視野に入れた取り組みを展開していくとともに、道の駅等の拠点や観光施策とも連携していく。また、コロナ禍における移動手段の変容を的確に捉え、全体的な公共交通網の最適化を図るための再編・検討を進める。 ・個別には、デマンドタクシーかさまについては、利便性の向上と持続性の両立、路線バスについては、運行支援を継続しながら、市内全体における公共交通の最適化を図る。 ・広域交通の基幹となる鉄道は、期成同盟会などの広域及び機関連携による利用促進策の検討と推進を図り、高速バスは、上記の拠点や施策連携による利用促進策を展開する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	道路・河川	施策コード 1-2-1	都市建設部	-
施策の目指す姿	道路・河川が安全快適なまち			
政策体系	政策	都市基盤		
	政策の方針	快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります		
現況と課題	◆本市では、これまで国道・県道の整備を促進するとともに、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路、生活道路について計画的な整備を進め、地域間交流の促進や移動時間の短縮を図るとともに、安全・安心な道路施設の維持管理に努めてきました。また、北関東自動車道の笠間西IC―友部IC間の(仮称)笠間PAスマートインターチェンジ設置など広域交通の利便性向上に併せ、県北や県南、県西地域とのアクセスを更に向上させることで、県内における交通のハブ機能を高めていくため、国や県などと連動して整備を促進していくことが重要です。 ◆生活道路については、地域の要望等に対し限られた財源で対応するため、優先順位をつけ、地権者の合意形成をもって事業を実施するなど、効率的な整備を進めていますが、今後も増大する維持費用について、新たな手法の構築などを含めた検討が必要です。また、幹線道路では、完成までに長い期間を要している路線もあり、用地取得をはじめとした様々な事由の早期解決が課題となっています。 ◆河川については、県管理河川の改修を促進するとともに、水害を防ぐために流域内の遊水・保水機能の保持に努めてきました。また、地域住民との連携や、関係機関との調整を行いながら、浸水被害を防止するための雨水排水路の整備を進めてきました。 ◆今後は、継続的な市内ネットワーク路線の整備を推進していくとともに、集約と連携のまちづくりを意識した道路網の構築及び道路の維持管理、老朽化対策や耐震対策など災害に強い道路づくり、歩行者空間等における安全で快適な道路環境の確保が必要となっています。また、河川については、近年の局地的な豪雨の頻発等をふまえ、更なる改修の促進をしていくとともに、防災・危機管理施策とも連動した対応など、豊かで穏やかな河川の整備が必要となっています。			
施策の内容	①広域交通網と生活道路環境の整備促進 ②河川改修の促進と維持管理			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
道路の整備率(改良率)	目標値	%	45.1	45.5	45.9	46.3	46.8
	実績値	%	44.9	45.1			
	達成度	%	99.6	99.1	0.0	0.0	0.0
道路の整備率(舗装率)	目標値	%	67.2	67.5	67.8	68.2	68.6
	実績値	%	66.9	67.0			
	達成度	%	99.6	99.3	0.0	0.0	0.0
道路里親団体数	目標値	団体	41	41	41	41	41
	実績値	団体	41	40			
	達成度	%	100.0	97.6	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・相続未登記等の理由により、幹線道路等の未買収用地の取得が困難 ・生活道路の整備要望に対する、効率の良い計画的な事業の推進 ・幹線道路等の早期完了と国道道の整備促進 ・立地適正化計画と連動した道路ネットワークの形成 ・インフラの維持管理体制の強化と持続性向上 ・道路里親団体数において、目標値を達成していない要因は、担い手不足に伴う辞退によるものである
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・事業の懸案となっている未買収用地取得のため、関係地権者への継続的な交渉をする。 ・生活道路の整備要望に対し、現況の調査を行いながら優先順位を決定し、道路整備の優先順位評価基準に基づき、計画的に整備を進める。 ・通勤や通学など日常の暮らしを支える生活道路については、財源を確保し積極的な道路整備に取り組む。 ・市内小中学校の通学路を再点検し、安全で安心な通学路の整備に取り組む。 ・幹線道路については、国庫補助金等を活用して財源の確保に努め、早期完成に向けて取り組む。 ・国道・県道および河川改修の整備に係る必要な予算を確保するため、要望等の実施を継続的に行っていく。 ・新たに整備を計画する路線については、立地適正化計画と整合させ、市内道路ネットワークを形成する。 ・引き続き、地元業者と包括維持工事を締結し、道水路の適正な維持管理に努めていく。 ・主要な市道については、定期的にパトロールを実施し、路面の傷みが激しく危険な箇所等は早急に対応。 ・インフラの維持管理について、公民連携を含めた持続性向上につながる新たな取り組み等の検討を行う。 ・台風や大雨による水害(冠水や内水氾濫)を防ぐため、河川改修の促進や雨水排水計画の見直しを図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署	
施策名	公園・緑地	施策コード 1-2-2	都市建設部	総 務 部 環境推進部 産業経済部 教 育 部	
施策の目指す姿		賑わいと憩いの公園があるまち			
政策体系	政策	都市基盤			
	政策の方針	快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくれます			
現況と課題	◆本市には、年間を通じて大規模なイベント等の会場となる県営笠間芸術の森公園や、笠間中央公園をはじめとした、多くの方々の憩いと交流の場となる都市公園が整備されています。 ◆豊かな自然環境に囲まれ、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園の区域を広く有し、北山公園や福ちゃんの森公園など、多様な機能をもつ公園も整備され、観光や自然体験などによる交流の場として活用されています。また、豊かな自然環境に囲まれた公園は、身近な緑として自然保護の意識を育む重要な資源となっており、これらの自然環境をはじめとした緑地については、脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素の貴重な吸収源ともなっています。さらに、総合公園やムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)等の、広域的に利用されるスポーツ施設により、若年層の利用の拡大や、広域交流の促進が図られています。 ◆遊具やベンチ、トイレなどの公園施設について、バリアフリーに対応していないことや、老朽化の進行により安全性や快適性の確保が課題となっています。また、災害時における避難場所として、防災機能の向上に向けた取組みなども求められています。 ◆今後は、多くの方が集い、賑わいと憩いの交流の場としての活用や自然環境の保護意識の醸成に加え、景観形成や都市防災などの多面的な活用や、市内観光や周遊の中での拠点の一つとして新たな活用等、更なる質的向上が求められています。また、公園管理については、公民連携をはじめとした持続可能な運営体制の確立が必要となっています。				
施策の内容	①自然環境の保全と身近な緑を育む体制づくり ②賑わいと憩いを創出する公園の整備と維持				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
公園における公民連携導入数(累計)(指定管理・パークPFIなど)	目標値	件	4	5	6	7	8
	実績値	件	4	4			
	達成度	%	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0
公園が憩いの場となっていると感じる割合	目標値	%	-	58.3	-	59.4	60.0
	実績値	%	-	49.4			
	達成度	%		84.8		0.0	0.0

(2) 施策の課題

・脱炭素社会の実現と連動した緑地や自然環境の保全に関する啓発等に関し、その実施方法や集客力向上に資するイベント内容の工夫等。 ・公園施設の維持管理に係る持続性向上につながる仕組みの検討。 ・今後の人口減少等を踏まえた公園施設全体の規模や面積等の検討及び遊具等の維持・更新。 ・施設の老朽化による改修等の実施。 ・多様性に対応した施設の改修等の実施。 ・公園利用者の更なる増加に向けたPR等の実施。 ・県立自然公園内における無許可、未届けの行為を防ぐ取り組みの検討。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・緑地の保全と脱炭素社会の実現に資する取組みの連動化と啓発イベント等の継続した実施。 ・ムラサキパークかさまの安定的な運営に係る各種支援等の実施。 ・公園施設の適切な管理と今後の人口等を含めた配置の適正化と持続性向上の検討。 ・公民連携による新たな公園管理手法の構築。 ・公園長寿命化計画に基づく修繕・更新等の実施。 ・公園利用者の増加に向けたイベント等の充実。 ・県立自然公園内における無許可、未届けの行為を防ぐため、必要な手続きの周知と、森林伐採の届出担当部署との連携を図る。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)

			担当部署	関連部署
施策名	景観	施策コード	都市建設部	政策企画部 環境推進部 産業経済部
		1-2-3		
施策の目指す姿	美しい景観が形成されたまち			
政策体系	政策	都市基盤		
	政策の方針	快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります		
現況と課題	◆本市は、愛宕山や洞沼川等の豊かな自然に恵まれており、笠間稲荷神社や笠間焼、稲田みかげ石等、世界に誇るたくさんの魅力があります。これらを背景に「緑豊かな山並み景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」等、美しい景観が形成されています。 ◆美しい景観を維持するため笠間市景観計画を策定し、地区の特性にあった景観形成方針を示し、景観の保全・誘導に関する施策や良好な景観形成に向けた施策を推進しています。太陽光発電施設や空家・空店舗及び空地、耕作放棄地は景観上の課題となっており、各分野の対策等と連動した取組みが求められます。 ◆各種イベント等により、市民自らが景観に対する重要性を認識し、良好な景観を形成していく意識の醸成や、地域で景観形成に取り組んでいる団体等の活動支援など地域の理解と関わりを大事にしながら持続可能な景観形成を推進していくことが必要です。 ◆今後は、各地域の特性に合わせた「自然」、「歴史」、「文化」、「産業」、「暮らし」の景観の形成や、住環境及び自然環境との調和による景観の適切な保全が必要となっています。また、景観資源を地域活性化につなげる取組みが求められています。			
施策の内容	①豊かで美しい景観資源の保全と活用の推進 ②魅力ある都市景観の形成と活用の推進			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
市の行政指導により改善された管理不全空家等の件数(累計)【再掲】	目標値	件	260	270	280	290	300
	実績値	件	276	300			
	達成度	%	106.2	111.1	0.0	0.0	0.0
農地等の保全管理活動に取り組む団体数(累計)	目標値	団体	42	42	43	43	49
	実績値	団体	42	42			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
自然景観が良好に保たれていると感じる割合	目標値	%	-	50.6	-	56.9	60.0
	実績値	%	-	49.9			
	達成度	%		98.6		0.0	0.0

(2) 施策の課題

・市が保有する多様な景観資源の保全や良好な景観形成を図るためには、令和3年に策定した笠間市景観計画に基づき、市民自らが景観に対する重要性を認識し、良好な景観を形成するための意識の醸成を高めることが重要となる。 ・また、地域活動や各種団体における景観形成や持続的な景観の維持・保全に対する取り組みに対しては、継続的に連携した支援が必要である。 ・良好な景観に影響を及ぼすような要因(空家空地、耕作放棄地、太陽光発電設備、屋外広告物など)に対して、各分野における適切な誘導や対策が求められている。 ・農地等の保全管理活動に取り組む団体(多面的機能支払交付金事業取組団体)の構成員の高齢化や、離農による構成員の減少傾向が見られる。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・良好な景観の重要性への理解を高めるために、市の景観形成方針を定めた笠間市景観計画について、様々な広報媒体を活用し引き続き住民への周知を図る。併せて、景観に対する意識の醸成や高揚を図るための施策(講演・セミナーやまち歩きなど)を展開していく。 ・景観の保全や形成につながる地域や各種団体などの活動に対して、各分野における活動支援を継続する。 ・景観に影響を及ぼすような要因のうち、太陽光発電設備に対する取り組みについては、景観条例に基づく届出制度により、景観形成基準への適合を求めるほか、市の太陽光関係条例の手続きを適切に運用し、良好な景観形成への誘導を図っていく。 ・屋外広告物に関しては、事業者に対して県条例に基づく適正な手続きを求めるとともに、違反広告物への是正指導を行う。 ・そのほか、空家や耕作放棄地などの要因についても、各分野における対策の実施や支援制度の活用により、良好な景観の保全に取り組んでいく。 ・農地等の保全管理活動について、組織体制の維持が難しい団体には、近隣の団体との合併を推奨していく。また、作成書類の簡素化や、事務手続の支援を行う。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	生活排水	施策コード 1-2-5	上下水道部	-
施策の目指す姿		良好な水辺環境のまち		
政策体系	政策	都市基盤		
	政策の方針	快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります		
現況と課題	◆下水道等の施設は、健康で快適な市民生活や地域産業活動を支えるライフラインのひとつであり、河川等の水辺環境や水質保全にもつながる都市施設となっていることから、全体計画に基づく、計画的な整備を進めてきました。 ◆公共下水道については、人口減少・高齢世帯の増加など地域の状況等を特に考慮しながら今後の計画について慎重に検討を進めていく必要があります。また、農業集落排水についても、現在までに整備した計画区域の持続的な運営について検討を行う必要があります。いずれについても、整備区域内の接続率向上が重要となっており、今後の下水道事業の安定的な運営のためにも特に取り組むべき課題となっています。さらに、計画区域外の合併処理浄化槽の設置については、普及促進のための補助制度等の周知が課題となっています。 ◆今後は、人口構造の変化を捉え、居住誘導区域などへの効率的な整備を推進するとともに、現在までに整備した施設の適切な更新や長寿命化・耐震化対策の強化が必要となっています。また、下水道接続率及び使用料収納率の更なる向上や施設の統廃合による事業の広域化の検討を行い、汚水処理事業の安定した経営の維持と効率化を図りながら安全で清潔な環境保全に努めていきます。			
施策の内容	①持続可能な下水道事業の推進 ②合併処理浄化槽の更なる普及			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
普及率(公共下水道)	目標値	%	47.4	47.6	47.7	47.8	47.9
	実績値	%	47.4	48.0			
	達成度	%	100.0	100.8	0.0	0.0	0.0
普及率(農業集落排水)	目標値	%	9.1	9.0	8.9	8.8	8.7
	実績値	%	9.1	9.1			
	達成度	%	100.0	101.1	0.0	0.0	0.0
普及率(合併処理浄化槽)	目標値	%	23.5	24.5	25.5	26.5	27.5
	実績値	%	23.5	29.7			
	達成度	%	100.0	121.2	0.0	0.0	0.0
市全体の普及率	目標値	%	80.0	81.0	82.0	83.0	84.1
	実績値	%	80.0	86.8			
	達成度	%	100.0	107.2	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・公共下水道の普及率向上において、下水道認可区域内の未整備地区の整備が計画どおりに進んでいないことが課題となっております。また、下水道認可区域内の未整備地区を整備していくには、補助事業は該当にはならず、すべて市単独事業となるため費用がかかることが懸念されます。
・農業集落排水についても、計画している6地区が全て整備完了しましたが、今後は持続的な運営と接続率向上について検討を行う必要があります。
・計画区域外の合併処理浄化槽の設置については、普及促進のための補助制度等の周知が課題となっています。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・公共下水道の未整備地区は住宅建設や企業進出の障壁となっておりますが、人口構造の変化に対応するため、すべての未整備地区を早急に整備するのではなく、公共下水道の整備の必要性や効果を検討しながら、整備を進めていく必要があります。
・令和6年度から公共下水道認可区域内の未整備地区に、合併処理浄化槽設置補助金制度を導入することで、公共下水道認可区域外の世帯との公平性を確保したうえで、合併処理浄化槽の適切な設置を促進し、更なる生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止していきます。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	防災・危機管理	施策コード	総 務 部	保健福祉部
		2-1-1		
施策の目指す姿	市民とともにつくる災害に強いまち			
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります		
現況と課題	◆近年は、台風・豪雨など自然災害による被害が様々な地域で発生しています。本市では、防災対策として災害時における要配慮者への避難支援の具体化、要配慮者利用施設における避難確保計画策定の促進、防災行政無線のデジタル化への更新など、防災体制の整備を行っています。加えて、自主防災組織の結成促進や、総合防災訓練、防災学習の実施などにより、平時の備えの充実に努めてきました。また、令和元(2019)年度には、笠間市国土強靱化地域計画も策定しており、計画の推進を行っています。 ◆有事の際の避難体制については、要配慮者の避難体制や避難所運営における感染症対策など複合的な対策が求められています。令和2(2020)年度より開始した届出制自主避難所などの取組みを継続して行っていく必要があります。また、避難所運営における感染症対策などについては、具体的な対応策を継続的に実施していく必要があります。 ◆人口減少や高齢化を背景にした地域の防災力の低下が懸念されており、地域による平素からの見守り活動と自主防災活動の継続的な支援が必要です。 ◆原子力災害について、本市は平成29(2017)年12月に広域避難計画を策定し、避難訓練や避難退域時検査訓練等を実施しています。引き続き避難受入自治体との連携を強化するとともに、県やUPZ14市町村全体での連携した取組みが必要となっています。 ◆今後は、地震や風水害などの異常気象等の災害に対する市民一人ひとりの防災意識向上や更なる醸成が必要不可欠であり、同時に多様化する社会情勢等に即応できる防災機能強化が必要となっています。また、人口減少や高齢化が進む中で、地域における共助の強化により、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。			
施策の内容	①防災意識の醸成と地域防災力の強化 ②防災体制の整備			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
自主防災組織の結成率	目標値	%	64.0	64.5	65.0	65.5	66.0
	実績値	%	64.4	64.4			
	達成度	%	100.6	99.8	0.0	0.0	0.0
災害時支援協定数(累計)	目標値	件	54	57	60	63	66
	実績値	件	54	57			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・自主防災組織の結成率はほぼ横ばいとなっており、人口減少や高齢化による自主防災組織のなり手不足も結成率が上がらない要因となっている。 ・災害時支援協定数は目標値の設定はあるものの、数に縛られることなく、真に災害時の助けとなるものかを検討して締結する必要がある。 ・原子力災害広域避難計画について、笠間市は平成29年12月に策定し、避難訓練や避難退域時検査訓練等を実施しているが、今後は県や周辺市町村等関係する組織全体で、広域避難の検討を図る必要がある。 ・防災体制強化のため非常用食料や資機材の拡充を図るとともに、職員及び市民ひとりひとりの防災意識の向上が必要である。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・区長会を通じての地域への呼びかけや出前講座、広報紙などを通じて市民の防災意識を高め、地域での防災活動の必要性を理解していただき、自主防災組織の結成を促す。 ・設立時の各種補助金のほか、設立10年を超えている組織への資機材購入補助を行い、既存組織の活性化を図るとともに、未達成地区の結成を促す。 ・災害時支援協定については、締結団体と災害時支援協定連絡会などを通じて、災害時に迅速な応援が期待できる関係を築く。 ・県や周辺市町村等関係する組織全体での避難訓練や、スクリーニングポイント、安定ヨウ素剤の配布等具体的な対応策の実施に向けた協議等を進める。 ・必要な資機材や備蓄品の確保を進めるとともに、対応する職員の訓練を実施し、防災意識を高め非常時の活動体制の強化を図る。また、自主防災組織にも自主的な訓練実施を促し、地域防災力の強化を図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	消防・救急		施策コード	消防本部	-
			2-1-2		
施策の目指す姿		安全・安心がつづくまち			
政策体系	政策	生活環境			
	政策の方針	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります			
現況と課題	◆消防体制については、人口減少や高齢化に伴う消防団の団員数の確保が課題となっており、地域における防災活動の担い手の確保が難しくなりつつある中、地域の消防体制の維持については大きな見直しが必要となっています。 ◆市民の安全・安心な暮らしを構築するうえで、救急体制の安定した確保が重要であり、高齢化の進行や在宅医療の普及等を踏まえ、不要不急の救急出動の適正化を図る必要があります。また、市民に応急手当の普及啓発活動を実施しており、啓発手法を検討しながら継続する必要があります。 ◆消防施設については、常備及び非常備消防車両の計画的な更新、耐震基準以前の建築物の更新に取り組んでいます。令和3(2021)年度に消防強靱化計画を策定し、老朽化した消防署の建替えや消防施設の在り方、人員配置の見直し、車両の適正配置の検討を行っています。 ◆火災予防については、消防法の一部改正で住宅用火災警報器の設置が義務化されてから、街頭広報や防火診断の実施、民生委員等を通じた設置の呼びかけを継続して行ってきました。また、重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度をはじめ、違反対象物の所有者等に対し法的根拠に基づく違反是正の指導、改善も行っています。引き続き、防火意識の向上を図るとともに、消防設備の設置を働きかけていく必要があります。 ◆今後は、火災予防に対する更なる意識醸成など、効果的な対策を推進するとともに、人口減少に合わせた消防体制の構築が必要となっています。また、救急体制についても、感染症等の拡大防止対策を意識した体制の更なる強化や、救急車の適正利用の周知などが必要となっています。				
施策の内容	①消防救急体制の最適化 ②火災予防体制の充実				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
一般市民による心肺蘇生法救命措置実施率	目標値	%	60.0	70.0	70.0	70.0	70.0
	実績値	%	59.7	61.5			
	達成度	%	99.5	87.9	0.0	0.0	0.0
消防団員への準中型免許取得補助人数(累計)	目標値	人	2	2	2	2	2
	実績値	人	1	2			
	達成度	%	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
住宅用火災警報器の設置率	目標値	%	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0
	実績値	%	78.0	80.0			
	達成度	%	94.0	96.4	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

- ・人材育成及び人材確保について、社会の変化に対応した効率的な取組を積極的に進める必要があります。
- ・定年引上げに伴い、高齢期職員の現場での活躍や適材適所の配置が難しくなっています。
- ・消防庁舎や設備の老朽化により、笠間市公共施設適正配置計画や消防強靱化計画に基づき計画的な整備・改修を行い、消防力の強化を進める必要があります。
- ・消防団について、団員減少により団活動が困難となっている分団が増加しています。
- ・救急出動の需要が高まる中、応急手当や自動体外式除細動器(AED)の使用が生存率及び社会復帰率の向上に重要な役割を果たしています。そのため、応急手当の知識と技術を広く市民に普及させることが求められています。
- ・住宅用火災警報器の設置目標値を達成するためには、普及啓発活動の見直しと強化が求められています。
- ・特定防火対象物公表制度の認知度が高まった結果、重大な違反対象物の是正が進み一定の効果が見られます。一方で、非特定防火対象物は公表制度の対象外であるため、所有者の防火意識を向上させることが課題です。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

- ・住民の消防に対するニーズに応えるために、人材育成計画を立て職員の資質向上を図ります。また、人材確保のためにインターンシップや地元学生を対象とした取り組みを継続的に進めていきます。
- ・定年引上げに伴い、中長期的なキャリアパスを見据えた人事配置を行います。また、消防活動に必要な体力を定年まで維持することを目的に体力測定を実施していきます。
- ・消防本部庁舎について、屋根・外壁以外の長寿命化改修を、笠間市公共施設適正配置計画期間内(令和8年以降10年間)に進められるよう関係部署と協議していきます。
- ・消防団の持続可能な体制の確立を図るため、機能別消防団員制度の導入、団員の負担を軽減するための訓練や行事等の見直しを進めます。
- ・高齢化が進む今後も、救急需要が増えることが予想されます。このため、市民が救命措置を適切に行えるよう、WEB等を活用して普通救命講習に関する情報を発信し講習への参加を促進します。また、市が管理する公共施設へのAEDの適正な配置・更新を進めるとともに、設置場所に関する情報も発信していきます。
- ・住宅用火災警報器の設置義務が始まる前に建てられた住宅の設置率向上を目指し、街頭広報、広報誌、公告モニター、ホームページを通じて、その重要性を発信していきます。また、設置率のアンケート調査を実施する際にリーフレットを同封し、未設置の住宅に対して設置を促します。
- ・防火対象物に重大な違反がある場合、その違反の継続状況を踏まえ是正指導を行います。改修への意思が見られない場合には、行政指導として警告を発し、それに続いて命令や告発といった行政処分を行います。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)

			担当部署	関連部署
施策名	防犯	施策コード 2-1-3	総 務 部	-
施策の目指す姿		安心して暮らせる犯罪の少ないまち		
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります		
現況と課題	◆近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪など、犯罪が多様化・巧妙化しており、市民生活の近くで起こる犯罪や被害にあうリスクなど、市民の不安が増大傾向といえます。各種犯罪に対し、個人の防犯意識を高めるための様々な媒体を活用した啓発活動に加え、地域全体で抑制する仕組みづくりが必要となっています。 ◆防犯対策では、セーフティサポーターの協力により、民間交番「あさひ」を設置運営しており、地域の防犯力の向上に欠かせないものとなっています。行政、警察と防犯連絡員や防犯ボランティア等との連携による防犯啓発活動・パトロール活動・あいさつ等の声掛け活動が犯罪抑止力となっており、個人の防犯意識の高揚にもつながっています。また、消費生活対策では消費生活センターが中心となって行政や警察と連携し、消費者被害の防止対策を行っています。 ◆市民の防犯意識の向上の取組みにより、年々、犯罪発生件数は減少し、一定の効果が出ています。一方で、人口減少や高齢化による防犯活動団体の担い手は、5年間で3割弱の減少がみられることから、新たな担い手の育成や地域と一体となった防犯活動の体制や活動団体の持続性が課題となっています。 ◆今後は、多様化・巧妙化する犯罪に対し、防犯意識の醸成や、地域における防犯活動の持続性や取組みの強化、防犯対策と消費者行政、警察等との連携などがさらに重要となっています。			
施策の内容	①防犯意識の高揚と防犯活動の持続 ②防犯体制の強化			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
刑法犯罪認知件数	目標値	件/年	380	361	342	324	310
	実績値	件/年	346	468			
	達成度	%	-	-			
防犯自主活動組織数	目標値	団体	26	26	26	26	26
	実績値	団体	24	26			
	達成度	%	-	-			
安心して暮らせていると感じる割合	目標値	%	55.0	57.5	60.0	62.5	65.0
	実績値	%	59.2	55.6			
	達成度	%	107.7	96.7	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・刑法犯罪認知件数については、昨年度より122件増加している。犯罪は多様化・巧妙化されており、さらに住民や事業者一人ひとりが高い防犯意識を持つ必要があることから、意識の啓発・高揚を図った活動をしていく必要がある。 ・防犯自主活動組織については、構成員の高齢化及び就労状況の延長などにより年々減少する傾向にあり、新たな担い手の育成が課題である。 ・行政区等で管理する防犯灯において、物価高騰による電気料金の値上げや、老朽化による機器更新など、防犯灯管理費が行政区等の大きな負担となっている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・犯罪発生件数の減少には、地域ぐるみでの見守りや呼びかけが重要となる。そのため防犯連絡員会議での意見などを集約して、今後の防犯活動に取り入れる。 ・防犯キャンペーンについては警察署及び防犯団体との連携体制を維持・強化することが重要であり、特に防犯ボランティア団体の参加を促進していく。また、減少しつつある防犯連絡員やボランティアの人員確保に努めていく。さらに、多発高度化する振り込め詐欺について、消費生活センターや関係機関と連携し、被害防止に向けて周知を徹底していく。 ・犯罪の抑止効果が高いまちなか防犯カメラは、これまで市内主要53カ所に107台設置しており、令和2年度から防犯カメラ設置事業補助金交付要綱が施行され、行政区等に対し、防犯カメラ設置補助金を交付することにより、地域防犯活動を補完していく。 ・多様化・巧妙化する犯罪の手口について、防犯キャンペーンでの講話及びチラシの配布、SNS等を利用し、注意喚起や対策等を周知していく。 ・防犯灯の電気料金高騰対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1基当り2,064円の支援補助を実施、防犯灯設置については、1基当り12,000円を上限に助成を実施しており、今後についても助成の検討をしてゆく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	交通安全	施策コード 2-1-4	総 務 部	政策企画部 保健福祉部 都市建設部 教 育 部
施策の目指す姿		安全に通行できる環境が整ったまち		
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります		
現況と課題	◆交通安全運動や交通安全教室などを実施し、交通安全に関する普及啓発活動を推進してきました。事故発生件数は減少していますが、現在の交通事故死者数の半数は高齢者となっています。今後も高齢運転者の増加が見込まれるため、事故発生件数や死者数の減少に向けた、高齢者を中心とした更なる交通安全の意識改革が必要となっています。引き続き、高齢者運転免許自主返納支援事業の推進や交通安全教育指導員による交通安全教育を実施していく必要があります。 ◆本市においては、交通体系の中に自転車の活用を位置付けており、笠間市自転車活用推進計画に基づく活用促進を図っていくためにも、買物等や通学・通勤の生活交通として、また、本市への来訪者の自転車交通の安全対策が求められます。 ◆交通における危険箇所の対応については、歩道の計画的な整備や自転車の安全利用に関する条例を制定するなど、自動車と歩行者と自転車それぞれが安全に通行できる環境の構築を行うとともに、ボランティア団体での通学路における子どもたちの登下校の見守りなど、ハード面とソフト面の両面において取組みを進めています。しかし、交通危険箇所の改善については未だ市内すべてに対応できていないことから、歩道や自転車レーンの計画的な整備が必要となっているとともに、ボランティア団体などの人員確保も必要となっています。 ◆今後は、近年多発する高齢者の交通事故に対応した交通安全対策の強化や、全世代における交通安全意識の向上のために、笠間市交通安全計画に基づいた長期的な視点での取組みを推進していく必要があります。また、通学や観光などで身近に活用されている自転車について、自転車の安全利用に関する条例に基づく安全利用の推進とともに、環境施策と連動した利用拡大の取組みも必要となっています。			
施策の内容	①交通安全意識の高揚 ②道路交通環境の整備			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
交通事故発件数	目標値	件/年	200	200	200	200	190
	実績値	件/年	170	155			
	達成度	%	-	-			
交通事故死者数	目標値	人/年	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	1	5			
	達成度	%	-	-			

(2) 施策の課題

・交通事故減少のために啓発活動等を主体となって行っている交通安全協会や母の会など、交通ボランティアの人員が減少傾向にあり、活動範囲が縮小している。 ・市内における交通事故の発件数は減少しているが、交通事故の半数以上は高齢者である。さらなる事故発件数、死者数減少のため、高齢者の意識改革が課題である。 ・令和5年4月より、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務とされたが、令和5年7月の調査では全国平均は着用率13.5%で茨城県は21.3%で、全国平均より上回っているが、低い水準となっているため、ヘルメットの着用を働きかける必要がある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・高齢者交通安全教室を高齢者団体と連携を図りながら開催し、高齢者の意識改革を促し、交通事故防止を図っていく。 ・交通安全について広く啓発するために四季のキャンペーンを笠間・友部・岩間地区毎に実施する。 ・交通安全教室とおし、幼少期より段階的に交通安全の意識を高める。 ・自転車乗車時のヘルメット着用の重要性を交通安全教室やキャンペーンなどの機会を通して、幅広く啓発をしていく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	消費者行政	施策コード 2-1-5	総 務 部	保健福祉部 教 育 部
施策の目指す姿	安全・安心な消費活動ができるまち			
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります		
現況と課題	◆消費生活に関わる現状としては、ニセ電話詐欺、食品表示偽装、デジタルコンテンツに関するものなど多岐にわたり複雑・巧妙化しています。市では広報紙等での情報提供や出前講座等による継続した消費者教育や消費生活マイスターの任命を行い、被害の未然防止に努めています。消費者被害については減少傾向ではありますが、被害の未然防止のため消費生活センターの相談体制の充実化など、更なる取組みの必要性が高まっているとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、周知・啓発方法の見直しも必要となっています。 ◆消費生活に関する活動団体については、人口減少や高齢化を背景として会員数の減少が進んでいます。一方で、高齢者の被害が多い状況もあり、団体活動の持続性について対応が求められています。 ◆法改正により、令和4(2022)年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを受け、小中学校や高校のうちから消費者教育を展開していくことが重要となっています。 ◆今後は、多様化する消費者被害等に対し、迅速かつ効果的な周知による被害の拡大防止や、消費生活センターや関係機関等との連携による未然防止対策の強化を図るとともに、地域全体における被害防止対策の強化が求められています。また、成年年齢が引き下げられることで、若年層からの啓発や消費者教育の展開など、全世代を通した意識啓発が必要となっています。			
施策の内容	①消費者トラブル防止体制の強化 ②消費者団体の持続支援			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
消費生活マイスターの養成数(累計)	目標値	人	28	32	36	40	44
	実績値	人	34	42			
	達成度	%	121.4	131.3	0.0	0.0	0.0
消費生活に関する講座の回数	目標値	回	34	36	38	40	42
	実績値	回	13	15			
	達成度	%	38.2	41.7	0.0	0.0	0.0
学校での消費生活出前講座の回数	目標値	回	1	2	4	6	8
	実績値	回	0	1			
	達成度	%	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
消費者団体活動参加人数	目標値	人	440	440	440	440	440
	実績値	人	694	640			
	達成度	%	157.7	145.5	0.0	0.0	0.0
立入検査店舗件数	目標値	件	9	9	9	9	9
	実績値	件	11	11			
	達成度	%	122.2	122.2	0.0	0.0	0.0
	目標値						
	実績値						
	達成度						

(2) 施策の課題

・笠間市消費生活センターにおいて、消費者問題の解決や被害からの救済を図るため、窓口や電話での相談業務、高齢者向け振り込み詐欺防止の出前講座等を実施しているが、令和5年度は目標値に達しなかった。100を超える出前講座の中から、市民団体が関心・興味のある内容を選んで実施されるため、分散されたと思われる。 ・成年年齢引き下げに伴い、成年となる前の高校生に向けて出前講座を1回開催したほか、若者向け悪質商法被害防止リーフレットを配布し啓発を行った。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・笠間市消費生活センターにおいて、今後も詐欺被害など消費者被害を未然に防ぐため、販売契約や勧誘等に関する相談、情報提供、出前講座による理解・啓発等を行っていく。 ・市民団体である消費者友の会の会員数は減少傾向にあり、その要因としては、他のボランティア活動団体の傾向と同様に、会員構成員の高齢化が考えられる。消費生活問題は時代を反映し、高齢者の被害が非常に多くなっているため、わかりやすく情報を地域に提供していくことが大切である。今後、消費者団体の会員数増にむけて、出前講座など団体の活動の場の提供や消費者団体の会員の募集など支援を行っていく。 ・成年年齢の引き下げに併せ、学校や笠間市消費生活センターと連携し、出前講座等により成年となる前の高校生に向けて若者の消費者トラブル防止のための啓発や消費者教育の推進を図る。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	脱炭素社会の実現	施策コード	環境推進部	全 部 署
		2-2-1		
施策の目指す姿	脱炭素社会の実現を目指すまち			
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります		
現況と課題	◆本市では、令和3(2021)年3月に「第2次笠間市環境基本計画」の中間見直しを行い、資源を有効活用する循環型社会と地球温暖化防止に貢献する社会を目指し、プラスチックごみゼロと、2050年カーボンニュートラルの実現を新たな取組みと位置付け、ゼロカーボンシティを宣言しました。 ◆本市の再生可能エネルギーにおける取組みについては、公共施設の一部において太陽光発電の設置や地中熱の利用を行っており、更なる再生可能エネルギー導入等の取組みについて検討を進めるとともに、実行していくことが必要となっています。 ◆人が生活する上で欠かすことのできない交通・移動については、公用車の更新時期に併せ、低燃費車への切替等を行っています。また、シェアサイクルの導入やグリーンスローモビリティの試験運行なども行っており、幅広い分野での低燃費車や電気自動車をはじめとした環境に配慮したモビリティへの移行を検討・実施する必要があります。 ◆市民生活については、プラスチックごみゼロ宣言による4Rなどのリサイクル意識の啓発や資源物回収の制度強化などの取組みを行っています。また、市内の事業所の取組みの展開や小学生向けの環境啓発運動も行っており、これらの取組みの更なる強化のほか、住宅施策での環境配慮型住宅(ZEH等)などの推進が必要となっています。 ◆CO2吸収源の確保については、林業分野での適切な森林管理をはじめ、景観の保全などにおける森林環境の保全など他の施策との連携により取組みを行っています。また、近年開発等が行われている太陽光発電など、森林を伐採しての再生可能エネルギーの確保等が進んでいますが、森林管理や景観保全の観点での適正な開発調整等が必要となっています。 ◆今後は、脱炭素社会の実現に向けたあらゆる分野との連携強化や、エネルギー施策の検討、CO2吸収源の確保等の更なる推進などが必要となっています。また、市の施策はもとより、市民一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けた、今できることに取り組んでいくことで、市全体が脱炭素社会の実現に向けた行動を起こすことが必要となっています。			
施策の内容	①生活を向上させる地域脱炭素の推進 ②二酸化炭素(CO2)吸収源の確保			

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
市役所の温室効果ガス排出量の削減(累計)	目標値	%	-2.0	-3.0	-7.0	-10.0	-13.0
	実績値	%	1.3	-6.6			
	達成度	%	-65.0	220.0	0.0	0.0	0.0
市補助による住宅用太陽光発電システム設置容量(累計)	目標値	KW	3,987	4,447	4,907	5,367	5,827
	実績値	KW	3,782	4,150			
	達成度	%	94.9	93.3	0.0	0.0	0.0

(2)施策の課題

・「市役所の温室効果ガス排出量の削減」指標については、総排出量に関して目標値を達成できたが、温室効果ガスを排出する活動ごとの増減率を見ると、事務・事業に伴う電気使用による二酸化炭素排出量は約10%増加、下水道処理に伴う二酸化炭素排出量は約27%増加するなど、改善すべき排出活動はまだある。また、基準年度比では減少していても、前年度比で増加していることから、継続的な排出量抑制に努める必要がある。
・「市補助による住宅用太陽光発電システム設置容量」指標については、コロナ禍に起因する半導体不足に加え、国際的な経済情勢の影響により部材の調達が遅れたため、繰越となった案件も多数あったことから、設備の不安定な供給の影響が懸念される。 また、補助対象にならないリース契約やPPA契約などが普及してきたことにより、指標への反映が困難。

(3)課題への対応策、今後の方向性

・「市役所の温室効果ガス排出量の削減」指標については、市有施設への省エネ性能の高い設備や再生可能エネルギー設備の導入、公用車のEV車切り替えなど、より削減効果が高い取組の実施により、目標達成を目指すとともにJ-クレジット等をはじめとしたカーボンオフセットの活用も検討を進める。
・「市補助による住宅用太陽光発電システム設置容量」指標については、当課だけでなく関係各課にも協力を仰ぎ、宅地造成事業者や空家対策としても補助制度を積極的に周知することにより、目標達成を目指す。
・令和6年3月策定の「笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進主体である市民、事業者、来訪者(観光客)に周知を図り、意識変革・行動変容を促していく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	環境保全・公害防止	施策コード 2-2-2	環境推進部	-
施策の目指す姿		自然環境と生活環境が持続するまち		
政策体系	政策	生活環境		
	政策の方針	豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります		
現況と課題	◆地域資源の一つである豊かな自然環境の魅力を一層向上させるため、県立自然公園やピオトープなど本市の自然豊かなフィールドを活用して、環境関連団体と連携した自然観察会や環境イベントなど、環境保全活動・環境教育による市民の意識啓発を図っています。 ◆自然環境の保全に関しては、市民意識の醸成を図るため様々な取組みを行ってきましたが、市民生活の多様化や新たな生活様式への対応が求められるため、継続的な取組みについて実施手法の見直しを含めた検討が必要となっています。 ◆生活環境に関しては、公害等の防止に係る各種指導等を実施しており、今後も継続した取組みを行う必要があります。また、ペットの飼養については飼い主への啓発活動を行うとともに、不妊去勢手術費の助成などを行っており、継続した取組みが必要となっています。 ◆脱炭素社会の実現との連携については、市民の環境意識の醸成をはじめ、身近な自然環境の保全から、河川や水資源の水質向上など、現在の環境をより向上していく取組みや幅広い分野において総合的に取り組むところであり、自然と生活の両面において推進体制の強化が求められています。 ◆今後は、豊かな自然環境及び快適な生活環境の両面において保全、持続していくための意識啓発や取組みの強化が必要となっています。また、この取組みが脱炭素社会実現への取組みの基盤となるよう、連携した体制が必要となっています。			
施策の内容	①自然環境の保全 ②生活環境の保全			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
水質浄化基準達成率	目標値	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
	実績値	%	95.8	90.7			
	達成度	%	106.4	100.8	0.0	0.0	0.0
日常生活において、環境に配慮していると感じる割合	目標値	%	-	54.0	56.0	58.0	60.0
	実績値	%	-	45.6			
	達成度	%		84.5	0.0	0.0	0.0
動物指導センターにおける犬猫の収容頭数	目標値	頭/年	124	114	104	94	84
	実績値	頭/年	109	86			
	達成度	%	113.8	132.6	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(2) 施策の課題

・工場や事業所、家庭からの排水による悪臭や水質汚濁、事故等による油の流出などにより、河川及び池沼の水質悪化が懸念される。
・他自治体において、暫定基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されており、市民のPFOS・SPFOAに対する不安が高まりつつあるが、県が作成する「地下水の測定計画」においては、笠間市内での実施予定は示されていない。
・毎年、生活騒音や野焼き、ペットの飼い方マナーに関する苦情が減らない。
・犬の収容頭数は年々減少しているものの、飼い犬と認められるが、飼い主の引き取りや逸走情報がないため、飼い主に返還できない個体や、野生化したと考えられる迷い犬が収容されている。
・飼い主のいない猫に無責任にえさやりをすることで、野良猫が増えてしまう地域がある。
・動物指導センターにおける犬猫の収容頭数の目標値については、多様な理由により収容される犬猫に対して目標値を設定することは難しいが、市で実施の犬猫の不妊去勢手術費を助成することで、その収容頭数の削減を目指しており、補助事業の目標と合わせ年間10頭の収容頭数削減を目指す。当初5年間（H30からR4まで）で開始したが、R5から期間を5年間延長（R5からR10まで）し、継続して犬猫の収容頭数削減を目指す。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・クリーンアップひめまネットワークと連携し、水質浄化対策としての啓発活動を推進するとともに、子どもたちに河川の生き物観察や水質検査等を体験してもらうことで、水質浄化の意識高揚を図る。
・工場からの排水苦情については、関係部署や県と連携し、迅速に原因を究明する。
・県が定める「地下水の水質測定計画」に頼ることなく、市独自にPFOS・PFOAの検査を実施し、検査結果の公表することにより、市民の不安の払拭を図る。
・野焼きの行為者に対して、制度理解を得るための継続的な活動を実施する。また、違法・悪質な行為者については、警察と連携し厳しい対応を実施する。
・ペット飼養のマナーに関する事項を飼い主に直接指導していくことで、迷い犬や飼い主のいない猫をなくし、動物指導センターへの収容頭数を削減するために、不妊去勢手術費の補助を継続する。
・飼い主のいない猫のいる地域に対し、地域猫活動やTNR活動を促し、一代限りの命を全うさせ、苦情や収容頭数の削減を図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名		廃棄物対策	施策コード	環境推進部	資源循環課
			2-2-3		
施策の目指す姿		あらゆる資源が循環するまち			
政策体系	政策	生活環境			
	政策の方針	豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります			
現況と課題		◆廃棄物対策として、地域自らが行う資源物団体回収に対する助成事業や、小型家電回収品目の拡大、エコショップ認定制度の継続実施等により、ごみの減量化やリサイクルを推進しています。また、脱炭素社会の実現に向けた廃プラスチック対策など、更なるリサイクル推進のための新たな取組みと継続した取組みが必要となっています。今後は、資源循環型社会の構築に向け、リサイクルとごみの減量化に対する市民や事業者の意識醸成を更に促していく必要があります。 ◆不法投棄については、不法投棄されやすい箇所への監視カメラの設置や、パトロールなど、監視活動の強化に加え、現地確認にドローンを活用するなど新たな取組みも行っており、今後も継続した取組みにより不法投棄の撲滅が求められています。 ◆廃棄物処理体制については、令和2(2020)年度から笠間市環境センターとして笠間市直営の施設になったほか、エコフロンティアかさまの埋立完了に伴う運営終了及び、一般廃棄物処理施設の転換期を迎えている状況です。今後の人口減少などを踏まえた廃棄物処理施設の整備が必要となっています。 ◆今後は、脱炭素社会の実現に向け、リサイクルなどのあらゆる資源が循環する仕組みの構築と促進を積極的に推進していくことが重要課題となっています。あわせて、廃棄物処理体制の強化や、不法投棄防止体制の強化が課題です。			
施策の内容		①一般廃棄物処理基本計画の推進 ②不法投棄防止体制の強化			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
1日1人当たりのごみの排出量	目標値	g	972	955	955	946	937
	実績値	g	874	866			
	達成度	%	111.2	110.3	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
ごみの再資源化率	目標値	%	15.2	9.2	9.4	9.5	9.7
	実績値	%	14.7	8.5			
	達成度	%	96.7	92.4	0.0	0.0	0.0
不法投棄通報件数	目標値	件/年	56	51	46	41	36
	実績値	件/年	78	93			
	達成度	%	71.8	54.8	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(2) 施策の課題

・家庭系ごみは、人口の減少や新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い減少傾向にありますが、ごみの排出単位である世帯数の増加等により、1人1日当たりのごみの量を減らしにくい状況が生じています。
・事業系ごみは、新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴う経済活動の再開により、増加傾向にあります。
・資源化率については、令和5年度から市内全域でのごみ処理体制を統一し、笠間市環境センターで処理していることから、エコフロンティアかさまにおけるスラグ等の資源化量分が減少するため、低下しています。
・現在の笠間市環境センターは、平成4年の稼働から32年が経過し施設や設備の老朽化が進んでおり、修繕費の負担が課題となっていることから、令和12年度稼働を目標とした新清掃施設の整備に向けて、計画を進めています。
・高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、ごみ出しの支援について検討する必要があります。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・事業者に対し、製造、加工、販売等の事業活動によって生じる廃棄物の再利用を通じた、廃棄物の減量化を促進します。
・生ごみ処理容器購入費補助の活用を推進し、家庭から排出されるごみの減量化を図ります。
・先進的なリサイクル技術の導入や取り組みを行っている市内企業を支援し、資源の循環利用を推進します。
・資源物分別回収奨励金制度の活用を促進することで、市民の自主的なリサイクル活動を推進します。
・環境配慮商品及びマイバッグの利用拡大を通じて、市民の環境に配慮した消費行動を促進します。
・市民が企画・開催するフリーマーケットなどのイベントの周知や、リユースに関する情報提供を促進します。
・ごみ集積ボックスの設置補助制度を広く周知し、集積所の適正管理を推進します。
・令和2年7月の「プラスチックごみゼロ宣言」の表明や、令和4年4月の「プラスチック資源循環法」の施行を踏まえ、プラスチック容器包装全般を含めた使用済みプラスチック製品の一括回収について、令和12年度に予定されている新清掃施設の建設に併せ導入します。
・高齢者等ごみ出し支援事業(不燃ごみ、資源物収集袋)のさらなる周知を図るとともに、支援の拡充について検討します。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	子ども・子育て支援	施策コード 3-1-1	こども部	総 務 部 教 育 部 市立病院
施策の目指す姿		安心して子どもを産み育てられるまち		
政策体系	政策	健康・福祉		
	政策の方針	子どもを産み育てやすい環境を整えます		
現況と課題	◆本市の子育て支援は、少子化の進行や家族形態が多様化する中で、子どもが生まれる前から、18歳となるまでの期間を子育て期とし、子どものいる世代・世帯が安心して本市で子どもを生み、育てられる環境づくりを健康・福祉分野だけでなく、教育・生活環境・産業分野等多分野が連携して地域で取り組んでいくこととして、まちづくりの重要課題に位置付けています。 ◆「子育て世代包括支援センターみらい」や「保健センター」では、子ども及び妊産婦に関する身近な相談窓口として、相談者のニーズに沿って必要なサポートを行っているほか、乳幼児健康診査や相談事業等でスクリーニングを行い、必要な機関につながるよう支援しています。「子ども家庭総合支援拠点」では、児童虐待の予防・早期発見のために相談支援を行っており、各機関が連携しながら包括的、かつ継続した切れ目ない支援を行っています。 ◆近年、発達面に課題がある子どもの相談が増えてきています。子どもの成長や発達に不安を抱える保護者の支援としては、専門的に対応できるよう、「こども育成支援センター」が、関係機関と連携しながら早期に支援できるように対応しています。 ◆出生数は減少しているものの女性の就業率上昇により、幼児教育・保育施設や放課後児童クラブの利用ニーズが高まり利用率が伸びる見込みです。そのため、地域毎の出生数や利用ニーズの推移を考慮し、民間事業者と連携した受入体制を検討する必要があります。また、プレコンセプションケアや病児保育、市独自の医療福祉費支給制度も実施しています。 ◆ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員における相談体制の強化を図り、あわせて就労や生活などの総合的な助言と自立支援につながる取組みが必要です。 ◆今後は、多様化する市民のライフスタイルに合わせた支援の強化を行うとともに、福祉分野だけでなく、教育や生活環境・産業分野などあらゆる分野が連携して、子どもの成長と子育て世代の子育てを地域ぐるみで支援し、子どもを産み育てやすい環境の更なる向上を図っていくことが重要です。また、ひとり親世帯や支援が必要な世帯などへ保護者の就労支援や世帯の生活支援、相談支援を含め、子育て期の切れ目ない支援と児童虐待の発生予防から自立支援までを地域でサポートできるような、見守り・支援体制の強化を図る必要があります。			
施策の内容	①保育環境の更なる向上 ②子ども・子育て支援の更なる充実			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
市内保育所・認定こども園・幼稚園利用定員数(5/1時点)	目標値	人	2,482	2,452	2,422	2,422	2,325
	実績値	人	2,265	2,186			
	達成度	%	91.3	89.2	0.0	0.0	0.0
子育て支援センターの年間延べ利用者数	目標値	人	18,000	20,000	22,500	25,000	26,500
	実績値	人	18,644	19,747			
	達成度	%	103.6	98.7	0.0	0.0	0.0
公民児童クラブ希望者に対する提供割合(5/1時点)	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	%	97.1	99.7			
	達成度	%	97.1	99.7	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・子育て支援センターは、新型コロナウイルス感染拡大による利用制限や利用の自粛により、一時利用者が減少した影響がある。
・公設児童クラブ全体としては定員数に空きはあるが、併設している学校からの入所希望であるため、他の公設児童クラブに空きがあっても移動手段もなく利用ができない。
・市内教育・保育施設の定員数については、3～5歳児の子ども数に合わせて、定員の調整をしたところ、減少となっている。また、地域により保育施設利用希望者の偏りがあるため、地域ごとの子どもの数に合わせた利用定員の見直しが必要となる。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・送迎を行っている民間児童クラブがあるので、利用希望者に紹介したする。
・利用希望者の多い地域については、次年度に向けて同地域の民間児童クラブに受入人数の調整を行う。
・利用定員を見直すうえで、保育士の確保が課題であるため、民間保育施設と連携し、保育士人材確保の支援を行い、地域のニーズに合わせた利用定員の確保を進めていく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	保健・医療		施策コード	保健福祉部	こども部 市立病院
			3-2-1		
施策の目指す姿		安定的な医療が受けられ健康に暮らせるまち			
政策体系	政策	健康・福祉			
	政策の方針	だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます			
現況と課題	◆本市では、市民と行政が一体となって、健康な生活を送り続けることができる安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を進めています。地域医療センターかさまを拠点とした保健・医療・福祉・介護の連携体制を構築し、市民の健康と医療の総合的な支援を行ってきました。 ◆健康増進の最終目標である「平均自立期間の延伸」を目指し、身体状況や生活習慣など、ライフステージ毎に対応したきめ細やかな健康支援が必要であるとともに、今後も引き続き、健診受診率の向上対策や重症化対策を推進していくことが重要となっています。また、健康管理の手法については、健康管理の在り方やアプローチ方法を見直し、医療機関の検診受診に加え、セルフケアを促進するための個人へのアプローチと集団健診結果等の集約など、新たな取組みとデジタルトランスフォーメーション(DX)の活用が必要となっています。 ◆本市の医療については、市内に勤務する医師・歯科医師・薬剤師数は増加傾向にありますが、医師の確保はコロナ禍のような感染症対策や地域医療の維持においては最も重要な課題であり、持続可能な地域医療の提供のためにも、継続した取組みが必要となっています。また、医療におけるICTの活用については、市立病院においてオンライン診療を導入し、患者と医療従事者の双方における利便性向上や、在宅医療の更なる推進を図っていますが、効果的な運用の検討が必要となっています。 ◆今後は、平均自立期間の延伸に向けた疾病予防や治療、介護などの分野間連携による保健医療体制の確立や、多様化する市民のライフスタイルに対応した生活習慣病等への対応、いかなる状態にあっても医療が提供できる体制を備えることが必要となっています。また、健康づくりの活動は地域全体での取組みが重要であることから、分野はもとより公民連携による地域ぐるみでの健康づくり活動を行っていく必要があります。				
施策の内容	①平均自立期間の延伸につながる健康づくりの推進 ②持続可能な地域医療体制の構築				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
平均自立期間	目標値	歳	延伸	延伸	延伸	延伸	平均自立期間の延伸
	実績値	歳	男77.7 女81.0	男78.8 女83.3			
	達成度	%			#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
健康診査を定期的に受診している人の割合	目標値	%	80.0	82.0	84.0	86.0	88.0
	実績値	%	データなし	データなし			
	達成度	%			0.0	0.0	0.0
歯と口腔の健康維持のための普及啓発事業数	目標値	事業	12	13	13	13	13
	実績値	事業	12	14			
	達成度	%	100.0	107.7	0.0	0.0	0.0
望ましい食習慣を確立するための事業への参加者数	目標値	人	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	実績値	人	3,886	3,212			
	達成度	%	129.5	107.1	0.0	0.0	0.0
人口10万人当たりの医師数	目標値	人	324.9	328.0	331.2	334.4	337.6
	実績値	人	336.2	316.4			
	達成度	%	103.5	96.5	0.0	0.0	0.0
市立病院の常勤医師数	目標値	人	5	5	5	5	6
	実績値	人	5	5			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

健康診査受診は、疾病の早期発見・早期治療につながり、定期的な受診は、生活習慣病の予防・改善のために重要である。また、ライフステージ毎に対応すべき健康支援のための各種事業については、生活様式が多様化するなか、どのような手法が市民に効果的なのかを追求する必要がある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

健康診査は、集団健診ほか個別の医療機関健診や人間ドック健診ができる機会を増やすとともに、個別勧奨通知の対象者を拡大し受診率向上を図る。また、健康相談等は、来所による個別相談ほかDXを活用したオンライン相談等を推進する。 歯科保健は、フッ化物洗口事業の年齢を拡大し、むし歯予防対策に取り組む。 栄養・食生活は、各世代が健全な食生活を実践することができるよう情報提供や普及啓発事業を継続する。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	社会保障	施策コード 3-2-2	保健福祉部	-
施策の目指す姿	共に支えあい、健やかに暮らせるまち			
政策体系	政策	健康・福祉		
	政策の方針	だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます		
現況と課題	◆国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として運用しており、75歳以上の人口が増加していることや被用者保険の適用拡大等から、被保険者は近年減少傾向であり今後もこの傾向が続くことが予想されます。医療費については、被保険者数の減少やコロナ禍による受診控えが要因となり、総額では減少がみられましたが、高齢化や医療の高度化等に伴い1人当たりの医療費は増加傾向となっています。 ◆後期高齢者医療制度については、急速に少子高齢化が進み、被保険者の増加に伴う医療費の増大が見込まれる一方で、制度を支える現役世代が減少していく予想となっていることから、茨城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の安定的な運営が課題となっています。 ◆医療福祉費支給制度は、対象者の拡大や医療の進歩により支給額の増加が見込まれますが、子育て世帯への支援の一つであり、経済的負担の軽減により受給者が安心して医療機関を受診できるよう、持続性のある制度運営が必要となっています。 ◆国民年金制度は、暮らしを支えあう重要な制度であることを周知して理解を深めていくことが必要となっています。 ◆今後は、安定的な制度運営の維持において、保険税等の収納率の更なる向上と、特定健康診査や特定保健指導・生活習慣病予防事業等の継続的な保健事業の実施による医療費の歳出抑制の取組みを合わせた適切な制度推進が求められています。また、マイナンバーやレセプトの活用などデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を意識した事業運営も必要となってきます。			
施策の内容	①健康保険制度の安定的な運営 ②医療福祉費支給制度の維持と国民年金制度の推進			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
特定健康診査の受診率	目標値	%	61.0	62.0	41.0	43.0	45.0
	実績値	%	39.7	39.4			
	達成度	%	65.1	63.5	0.0	0.0	0.0
国民健康保険税収納率(現年度分)	目標値	%	92.7	94.0	94.1	94.2	94.3
	実績値	%	93.9	94.1			
	達成度	%	101.3	100.1	0.0	0.0	0.0
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	目標値	%	99.2	99.5	99.5	99.6	99.6
	実績値	%	99.5	99.4			
	達成度	%	100.3	99.9	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

【国民健康保険】
・被保険者数は、人口減、団塊の世代の後期高齢者保険への移行、高齢者の社会進出や被用者保険の適用拡大などにより減少しており、今後も減少が予測される。
・一人当たりの医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより増加傾向にあり、約半数は循環器疾患、糖尿病、腎不全、脂質異常症等が占め、生活習慣病に起因する疾病の増加が主な要因となっている。
・医療費の抑制や適正化の対策として、重複多剤・多受診・頻回受診者への適正指導、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健診の受診率向上、特定保健指導などによる生活習慣病の予防や健康づくりを推進する取組みの更なる強化が課題となっている。
・被保険者の減少に伴い保険税収入も減少していく一方で、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、県への事業費納付金については、減少する見込みはない。
・県への事業費納付金の主な財源である保険税収入が不足し、財政調整基金を取り崩し補填している状況であり、数年後には基金が枯渇する見込みであることから、保険税収入の確保が課題となっている。
【後期高齢者医療制度】
・後期高齢者医療制度においては、団塊の世代が75歳を迎えているなど、更なる高齢化による被保険者数の増加に伴う医療費の増大が課題となっている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

【国民健康保険】
・医療費の増加の要因となっている生活習慣病のうち、糖尿病患者の重症化予防については、保健師等専門職による糖尿病腎症重症化予防プログラムに基づく保健指導を実施することにより、人工透析への移行防止・遅延を図り、医療費の抑制を図っていく。
・国保税の納付については、国民皆保険制度の根幹である国保制度の周知を図り、理解を得るとともに、口座振替やコンビニ納付、令和5年度から開始されたスマホ決済アプリによる納付を推進し、収納率の向上に繋げていく。
・現在の保険税率では、国保財政調整基金残高が年々減少し、数年後には枯渇する見込みであることから、基金を有効に活用しながら、納税者の急激な負担増とならないよう、保険税率の改正を検討する。
【後期高齢者医療制度】
・高齢者のフレイル予防、重症化予防を目的とする高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を継続して実施し、高齢者の健康維持と医療費の抑制を図っていく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	地域福祉		施策コード	保健福祉部	-
			3-3-1		
施策の目指す姿		地域で支えあう福祉のまち			
政策体系	政策	健康・福祉			
	政策の方針	相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります			
現況と課題	◆少子高齢化・核家族化が進む中、地域においては連帯感の希薄化に伴い、住民相互による支えあいは脆弱化しています。一方で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりや虐待など、地域の福祉課題も複合化・複雑化しています。多様化する福祉課題に対応するため、住民・地域団体・行政の協力・連携を推進しています。 ◆災害時における支援を必要とする要支援者の対応については、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、地域住民による支援「共助」が重要となります。そのため、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、「自助」「共助」を基本とした要支援者の支援体制の整備を進めています。 ◆生活保護の被保護世帯数は増加傾向にあり、生活困窮の相談件数も増加しています。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の効果的活用により、生活困窮からの自立に向けた支援が必要になります。 ◆共生社会の実現を目指した地域福祉の推進のため、地域の様々な資源を組み合わせながら、地域全体で要支援者を支える茨城型地域包括ケアシステムの構築を通じ、コーディネート機能や多職種協働による支援機能を活用し、隙間のない総合的な支援体制の充実を図ることが重要となっています。 ◆今後は、制度の狭間に落ちることのない様な分野間・団体等の連携体制や、すべての人が十分な福祉サービス利用が出来る情報発信の強化が重要となっています。				
施策の内容	①共生社会を目指した地域福祉の推進 ②自立支援・権利擁護支援の推進				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
ボランティア登録延人数	目標値	人	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績値	人	1,334	1,306			
	達成度	%	88.9	87.1	0.0	0.0	0.0
相談支援達成率	目標値	%	100	100	100	100	向上
	実績値	%	100	100			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	#VALUE!

(2) 施策の課題

◆少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などにより、支えあいの基盤の弱体化、地域住民相互のつながりの希薄化などが顕在化している。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、従来の制度・分野ごとの「縦割り」の公的支援では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。
◆生活保護の被保護世帯数は増加傾向にあり、生活困窮の相談件数も増加しています。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の効果的活用により、生活困窮からの自立に向けた支援が必要になります。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

◆地域における生活課題に対応するため、茨城型地域包括ケアシステムに基づき、制度の垣根を越えて切れ目のない包括的な支援が行われるよう、関係する多職種間の情報共有の場の充実を図る。また地域住民と関係機関との連携による在宅ケアチームの編成を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的な体制整備をより一層推進する。
◆地域における災害時要支援者の把握と支援体制の充実のため、行政区長や民生委員などを対象に「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」策定の趣旨について、定期的な説明の場を設けるなど理解の促進を図る。
◆増加している高齢者世帯における生活保護受給者について、ハローワーク等と連携し、稼働年齢時点での就労への結びつけ及び就労の定着へ向けた取組みの強化が必要なため、「生活保護受給者等就労自立促進事業」も積極的に活用し、被保護者に対する就労支援に取り組む。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	障害者福祉		施策コード	保健福祉部	こども部 教 育 部
		3-3-2			
施策の目指す姿		自分らしく暮らせるまち			
政策体系	政策	健康・福祉			
	政策の方針	相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります			
現況と課題	◆障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、その人に寄り添った適切な支援につなげるためのコーディネートが重要となります。そのため、市基幹相談支援センターを核とした地域におけるネットワークの形成や相談支援専門員等の育成による人材確保にもつながる取組を進めるなど、地域における相談支援体制の強化充実を図っていく必要があります。 ◆障がいのある人の就労支援や雇用促進は、障害者総合支援法や障害者雇用促進法のもと、その取組みが一層強化されています。働く意欲のある障がいのある人が、特性や適性に応じて能力を発揮できるよう国が実施する「雇用対策」と市が実施する「福祉的な就労支援」の両輪により取り組んでいく必要があります。 ◆人が社会の中で生活するには、意思疎通は欠かせないものです。共生社会の実現に向けて、障害に対する理解促進とともに、障害特性や場面に応じた多様な情報取得やコミュニケーション手段が選択できる環境を整えていく必要があります。 ◆地域における発達障がい児等の支援については、児童の特性を理解し、支援することが重要であり、こども育成支援センターを中心に地域の質の向上を図る必要があります。また、医療的ケア児に対する地域支援体制の構築が課題となる中で、コーディネート機能の強化や施設等の受入体制の整備などソフト・ハード両面から検討を進めていく必要があります。 ◆近年多発する自然災害に対して、本市がこれまで進めてきた災害時要支援者への対応を踏まえながら、障害特性に応じた災害関連情報の提供手法やコミュニケーションの円滑化に向けた取組みを支援者の育成等と合わせて進めていく必要があります。 ◆障がいのある人、家族や介護者の高齢化が進むと、判断能力が低下し、権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知と利用促進の体制整備などの取組みを強化していくことが求められます。 ◆今後、人口構造の変化やライフスタイルの多様化などを背景に障がいのある人とその家族が抱える問題はさらに複雑化・複合化していくことが予測されます。そのため、障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで、障がいのある人の状態に応じた切れ目のない支援を分野横断的多職種連携により進めていくことは、これまで以上に重要なものとなっています。また、支援の入口となる相談支援の場面においては、その円滑化や手段の拡大といった点で、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による取組も重要な要素のひとつとなっています。				
施策の内容	①障害等に関する支援体制の充実強化 ②就労支援等を通じた社会参加の促進				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
障害福祉サービス利用人数	目標値	人/年	746	764	782	801	820
	実績値	人/年	746	766			
	達成度	%	100.0	100.3	0.0	0.0	0.0
障害児通所支援利用者数(児童発達支援・放課後等デイサービス)	目標値	人/年	259	294	333	378	429
	実績値	人/年	259	301			
	達成度	%	100.0	102.4	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

■障がい者福祉施策の対象となる「障がい者等」は、障害特性に応じて異なった背景があるが全体として増加傾向にあり、個々のケースが抱える問題や課題も複雑・多様化、複合化しており、これらのニーズに対応していくための人材と財源確保が大きな課題となる。
■発達障がいや難病なども含めた障がいなどで支援が必要な人が、在宅においてその人らしい生活を送るためには、その人の状況やニーズに寄り添った、必要なサービスを用意し、適切な調整ができるようにすることが重要となる。このための「相談支援の体制づくり」と障害福祉サービス等の提供事業所を含め「福祉人材の確保・育成」が不可欠となる。
■障がいのある人が自立し活躍できる社会を目指すためには、「障がい特性に応じた就労」や「社会参加の機会を拡大・提供に関する支援」が重要な要素のひとつとなるが、一般就労に結びつけていくための取組と、一般就労の間口が広がっていくように、企業への障がい者雇用の働きかけ、就業支援の事業所との連携や企業へのつながりが必要となる。あわせて一般就労後の職場定着や仕事の場合以外の場所づくりなども検討する必要がある。
■発達障がいや難病なども含め、障がいの定義が多様化する中、障害者差別解消法など近年の新たな法制度の整備を踏まえると、障がいのある人に対する理解と関連する啓発はますます重要となっており、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために「合理的配慮」に努めていく必要がある。
■知的障がいや精神障がいのある人は年々増加しており、家族や介護者の高齢化が見込まれることなども勘案すると、今後判断能力が十分でなく権利擁護支援を必要とする人が増加することが予想される。「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業等」をはじめとする権利擁護支援に関する制度利用を促進するため取り組みと体制づくりが重要となる。

(3)課題への対応策、今後の方向性

■相談支援体制の充実強化

令和2年12月より市単独直営化となった笠間市基幹相談支援センターを核としながら、相談支援体制づくりとして地域におけるネットワークの形成や相談支援専門員等の育成といった人材確保につながる取組を進める。また、障がい者とその家族が抱える複数の複合的な課題の解決に向けて多分野・多職種連携によるファミリーケアを推進していく。また、令和5年4月1日に構築した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムをさらに活用し、地域移行及び近隣住民への理解促進に向けて取組んでいく。

■発達障害児等支援

令和2年度に開設した笠間市こども育成支援センターの専門性をさらに高め、その機能を一層充実させるとともに、センターを核とした保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に向けて取組んでいく。

■医療的ケア児の支援体制の整備

令和4年10月28日に「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」を設置した。協議の場では、医療的ケア児の支援に係る地域課題の把握及び情報共有、地域における医療的ケア児の受入体制の整備に向けた検討など、地域において安心した生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉・保育・教育等の関係者間の連絡調整及び情報交換を行っている。そして、相談等を通じた個別ニーズの把握や実態調査を継続し、医療的ケア児支援のコーディネーターの配置や施設等の受入体制整備などソフト・ハード両面から検討を進めていき、医療的ケア児及びその家族に対し、切れ目のない支援体制を進めていく。

■就労支援の推進

障がい者の働く場や仕事の内容、幅の拡充を図るなど、職場環境の向上を促進するとともに、優先調達方針に基づく受注促進や就労支援事業所の強みを生かした販路・仕事の拡大等の支援、利用者の個性を生かした商品開発など新たな成長分野の開拓支援等を行うなど働く場の提供と工賃向上にもつながる支援を進めていく。

■情報コミュニケーション環境の向上

「笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例」が令和4年4月に制定されたことに伴い、具体的な支援策として、タブレットを購入し、「みえる通訳」を導入した。「みえる通訳」は、遠隔通訳アプリで、手話通訳のほか、13カ国語の同時通訳に対応している。今後も、障がい者の情報の取得やコミュニケーション環境の向上に取り組み、共生社会の実現を目指していく。

■権利擁護支援の推進

令和2年4月に設置された成年後見制度促進に係る中核機関を中心とした権利擁護に関するネットワークを活用しながら、相談受付からアセスメント、支援手法決定、支援開始といった一体的な支援の流れの中で対象者の状態像に応じた適切な支援につなげられるように成年後見制度利用促進も含めた障がい者等の権利擁護に関する支援を一層推進していく。

■障がい者等の災害時等における支援体制づくり

避難等の誘導や安否確認の仕組み及び避難先での障がい者等に対する配慮を想定した場合、肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がい、精神障がいや知的障がい・発達障がい、さらには医療的ケア児など様々な障がい特性や家族背景も含めた状態像に応じた対応策を検討する必要があり、あわせて災害の規模や特性も踏まえた適切な案内誘導体制を構築する。また、必要に応じて、手話奉仕員養成研修事業により日常生活程度の手話表現を取得した「手話奉仕員」を災害時のボランティア人材として避難所に配置し、聴覚障害者に対しコミュニケーション支援を行う体制整備を進めていく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	高齢者福祉		施策コード 3-3-3	保健福祉部	-
施策の目指す姿		高齢者を地域で支えあえるまち			
政策体系	政策	健康・福祉			
	政策の方針	相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります			
現況と課題	◆人生100年時代が到来し、長期化する高齢期をその人らしく生きることができ、地域で生涯活躍できる環境づくりが求められます。本市では、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのための介護予防、見守り支援、緊急時対応等を含めた、地域で支えあう体制の整備を進めてきました。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの体制づくりが進み、地域の多職種間の連携による、相談支援の充実をはじめ、介護予防事業の推進や健康づくりを進めることができました。今後の取組みとして地域での包括的なケア体制の強化には、特に医療・介護・福祉の連携、生活支援体制整備の促進が重要です。地域における高齢者の見守りについては、担い手不足により、見守り体制の強化が図れないなどの課題があります。 ◆高齢者福祉については、高齢者の状況も多様化しており、高齢者クラブなどの団体活動や予防教室の参加者数にも影響がみられます。それらの変化に対応した団体等の担い手確保、元気な高齢者の加入促進や教室等の場の確保を含めた実施手法の検討が課題となっています。また、高齢者自身もICTに慣れる機会をつくり、ICTを活用して生活できるように支援していくことも必要です。 ◆フレイル予防をはじめとした介護予防の意識啓発を行うとともに、認知症に係る意識啓発も行うことにより、成年後見制度など権利擁護支援の体制づくりを含め、地域全体における地域包括ケアシステムの深化を図ることが課題です。 ◆介護保険サービスの提供については、給付費が増加する中、受給者に真に必要な過不足のないサービスを適切に提供する必要があります。そのため、介護給付の適正化が課題です。 ◆今後は、生産年齢人口などの枠にとらわれず、高齢でも活躍する人材の育成による地域で支えあう体制の構築や、平均自立期間の延伸を含め、できるだけ元気で活動的な生活を送るための介護予防の更なる強化が必要です。また、介護等の支援が必要となったときも、居住の場や入所施設を含めた安心して暮らせる体制の強化が必要となっています。				
施策の内容	①社会参加・生きがいづくりによる介護予防の推進 ②地域包括ケアシステムの深化及び介護サービスの充実				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
コミュニティサロン(高齢者の集いの場)数(累計)	目標値	箇所	22	25	26	27	28
	実績値	箇所	23	25			
	達成度	%	104.5	100.0	0.0	0.0	0.0
介護予防運動教室等参加者数	目標値	人/年	45,500	38,000	40,000	41,000	42,000
	実績値	人/年	32,126	34,465			
	達成度	%	70.6	90.7	0.0	0.0	0.0
在宅ケアチーム数(累計)	目標値	件	560	560	565	-	-
	実績値	件	533	491			
	達成度	%	-	-	-	-	-
見守り協定事業所数(累計)	目標値	所	62	73	78	83	88
	実績値	所	73	73			
	達成度	%	117.7	100.0	0.0	0.0	0.0
	目標値						
	実績値						
	達成度						
	目標値						
	実績値						
	達成度						

(2) 施策の課題

・コミュニティサロンの数は増加しているが、地域によってはサロンのない場所もあるなど偏りが見られる。 ・在宅ケアチームについては、支援が必要な方に対して、地域ケアコーディネーター等が家庭訪問して近隣協力員や多職種の専門職により、見守りする在宅ケアチームの構築、関係作り等を行ってきたところであるが、在宅高齢者の抱える問題や支援体制の変化に伴い、これまで構築してきた在宅ケアチームの在り方について、精査する必要がある。 ・認知症で行方不明になる高齢者の増加に伴い、早期発見、早期解決につなげるため、見守り協定事業所の協定締結の推進が課題となっている。 ・介護予防運動教室等は、地域の身近な場所で気軽に参加できる介護予防の場として積極的に取組を推進していくことが必要である。地域の指導者自身も高齢となったことから、活動を引退する方が増えてきている状況にあり、指導者が変わっても指導の平準化が保てるよう支援することが課題となっている。 ・介護サービスの提供については、受給者が増加する中、受給者に真に必要な過不足のないサービスを適切に提供するため、さらなる介護給付費適正化を推進する必要がある。併せて、需要に合わせたサービス提供体制を確保する必要がある。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・コミュニティサロンの設置状況は地域により偏りが見られるため、サロンのない地域へのサロン立ち上げの支援等を今後も継続して行っていく。 ・地域ケアシステム推進事業の見直しに伴い、在宅ケアチームの在り方の検討を行う。 ・在宅高齢者のうち、身寄りのないひとり暮らし高齢者の増加を見据え、諸問題の解決のために相談・支援の強化を図っていく。 ・認知症で行方不明になるケースの増加に伴い、民間事業所等との見守り協定の締結を推進し、協力賛同を得ながら認知症高齢者等行方不明時の早期解決を図っていく。 ・高齢者のICT活用については、スマートフォンの使い方習得などに、公民館の講座や民間事業者のサービス等、既存の機会を活用することを推奨していく。 ・介護予防に積極的に取り組むよう意識啓発を行うとともに、健康づくり事業と介護予防を一体的に推進し、これまで以上に関係課や関係団体と連携することで、健康づくりと介護予防それぞれの視点から支援していく。 ・要介護認定調査や介護認定審査会の平準化、介護支援専門員の質の向上を目的とするケアプランの点検、住宅改修や給付費の点検、介護サービス事業者に対する運営指導等を実施することにより介護給付費の適正化を図る。また、必要なサービス提供体制を確保するため、事業所の業務効率化に資する研修会の開催や外国人材受け入れ支援などで人材確保を図っていく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	企業誘致	施策コード 4-1-1	政策企画部	産業経済部 都市建設部
施策の目指す姿	産業の強化による活力があるまち			
政策体系	政策	産 業		
	政策の方針	新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます		
現況と課題	◆既存工業団地への立地推進に向けて、茨城中央工業団地(笠間地区)の造成や都市計画道路の整備が実施され、茨城県との連携により企業誘致に取り組んでいます。また、茨城県と連携した畜産試験場跡地への企業誘致や、安居工業地域における新たな産業拠点形成に向けた整備内容の検討を行ってきました。企業立地は首都圏50km圏内に集中する傾向があり、今後は市外の事業用地との競争が見込まれます。 ◆少子高齢化や人口減少・人口流出が進む中で、市内の企業における人材不足が顕著に表れてきており、労働者の確保やIoT・AIなどのデジタルツールの導入支援など、市内企業の生産性向上の取組みが必要となっています。人材確保については、就職面接会や事業所見学などを実施していますが、これらの取組みに併せて、移住希望者の就労の場の確保と企業の人材確保をマッチングさせるなど、移住と人材確保の両面での取組みを展開していくことが重要となっています。 ◆今後は、アフターコロナの消費需要や経済環境の変化を捉え、地理的優位性など本市の強みを生かし、既存工業団地等への企業誘致のほか、未利用地への本市の特性に応じた特徴ある企業の誘致や既存企業への継続的な情報提供と支援、更には移住・定住施策と連動した人材確保を企業と取り組んで地域の活力を高めていくことが必要となっています。			
施策の内容	①企業誘致の推進と拠点の強化 ②既存企業の支援と連携			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
新規立地企業数(累計)	目標値	社	6	7	8	9	10
	実績値	社	9	11			
	達成度	%	150.0	157.1	0.0	0.0	0.0
立地に伴う雇用者数(累計)	目標値	人	110	115	120	125	130
	実績値	人	134	160			
	達成度	%	121.8	139.1	0.0	0.0	0.0
既存企業の規模拡張件数(累計)	目標値	件	8	9	10	12	14
	実績値	件	9	11			
	達成度	%	112.5	122.2	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

- ・企業誘致を進めるうえで主要な工業団地であった茨城中央工業団地笠間地区の分譲が順調に進んでおり、近い将来に売却も想定されるため、企業ニーズに応えられる事業用地が必要となる。
- ・新規立地企業、既存企業ともに人材不足が大きな課題となっており、また労働力不足を補う生産設備の導入も課題である。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

- ・新たな事業用地として積極的にPRしていくエリアとして、今年度から幹線道路の整備が始まった安居地区工業地域への紹介を進めていく。また他の民間の事業用地についても情報をまとめていく。
- ・人材の確保については、市内ハローワークの活用も促しながら、新卒者や求職者と企業が繋がるような情報の発信や共有を進めていく。同様に生産性の向上に繋がる設備導入などの後押しとなる、国をはじめとした関連施策についても様々なツールを活用し企業に共有する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	雇用・労働環境		施策コード	産業経済部	-
			4-1-2		
施策の目指す姿		希望をもち働き続けられるまち			
政策体系	政策	産 業			
	政策の方針	新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます			
現況と課題	◆新規創業者への支援策として、創業塾を開設し、創業希望者への支援を行い、新たな雇用創出に努めています。また、若者の雇用促進対策と、大学生や市内中高生のキャリア教育推進のため、市内企業へのインターンシップや市内企業就職面接会等を開催し、市内企業と学生をつなぐ取組みを実施しました。 ◆雇用・労働環境については、コロナ禍の影響を大きく受け、有効求人倍率の減少や創業件数の落ち込みなど、雇用環境が悪化しており、高卒採用を含め、求職者と企業の更なるマッチング機会の確保が必要です。インターンシップなどの企業と新卒予定者のマッチングについても、更なる情報の発信やマッチングサイトへの登録促進を継続的に図ることで、雇用の確保や人材確保につなげていくことが重要です。また、コロナ禍で進んだリモートワーク等を含めた働き方改革の推進と求職者が働きやすい環境づくりが求められます。 ◆人生100年時代を迎えた中、高齢者雇用の促進と生涯現役の実現に向けた取組みが課題といえます。また、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の拡充により、企業における障害者雇用の促進が求められており、働く意欲のある障がい者の就労の場の確保と企業の雇用率達成に向けたマッチングが必要となっています。 ◆今後は、誰もが希望をもって働き続けられるまちを目指し、求職者と企業のマッチングの強化や、大学生や高校生に対する市内企業等のPR強化による人材の確保、起業や創業を希望している方に対しては関係機関が連携した支援体制が必要となっています。また、人口構造の変化に対応した、様々な働き方ができる環境の構築が必要です。				
施策の内容	①働く場の確保と人材確保の強化 ②起業・創業への支援				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
有効求人倍率(年度平均)	目標値	ポイント	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20
	実績値	ポイント	1.04	0.88			
	達成度	%	104.0	83.8	0.0	0.0	0.0
インターンシップ受入登録事業所数	目標値	社	10	15	20	25	30
	実績値	社	3	1			
	達成度	%	30.0	6.7	0.0	0.0	0.0
創業支援事業計画による新規創業者数	目標値	件/年	20	20	20	20	20
	実績値	件/年	21	18			
	達成度	%	105.0	90.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・令和4年度の有効求人倍率は前年度と比べ増加し倍率も1.04となったが、令和5年度になると物価上昇によるコスト増、最低賃金の上昇等の影響から求人倍率が低下している。 ・新型コロナウイルス感染症の流行を経て、インターンシップの中止や減少、対面形式での企業説明会の減少、さらにはインターネットの求人サイトを利用した就職活動など、少なからず就職活動に影響が及んでいる。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・有効求人倍率について、止まらない物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。 ・新規の創業希望者に対し、商工会や関係機関と連携した相談窓口の開設をはじめ、創業支援補助金制度の継続や創業塾を開催するなど、多面から支援を行う。 ・産業活性化コーディネーターが積極的に企業訪問を行い、各企業の課題に対し伴走支援を行っていく。 ・女性の活躍機会向上と社会進出に寄与することを目的に女性を対象とした創業支援補助金を創設するとともに、併せて様々な事情から一度離職した女性が復職やキャリアアップ等を目的に専門資格取得を取得する際にその費用の一部を補助する制度を新設し、意欲ある女性を支援することにより人材不足解消の一助とする。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名		観光	施策コード 4-2-1	産業経済部	教 育 部
施策の目指す姿		人と人が交流する観光のまち			
政策体系	政策	産 業			
	政策の方針	地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります			
現況と課題	◆本市は、笠間稲荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源、芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれています。その多くが笠間稲荷神社周辺や佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺に点在しています。 ◆観光における市のゲートウェイである道の駅かさまや笠間芸術の森公園内に新たに整備されたムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)、公民連携により生まれ変わった新たな観光拠点も形成され、これらの観光交流の拠点を活かした更なる発展が期待されています。 ◆観光については、新型コロナウイルス感染症の影響により、催事やイベントの実施方法が変更となり、また、インバウンドについても国をまたいだ往来ができないことから、観光入込客数は大きく減少しています。そのような中、誘客促進については、ホームページをはじめ「Facebook」「Instagram」「Twitter」などのSNSの活用など、引き続き情報発信を継続するとともに、オンラインツアーなどの新たなコンテンツやPRに取り組んでいます。今後はアフターコロナを見据え、多様な観光交流や、国内外からの多様化し変化する観光ニーズに対応した誘客促進の展開が重要となります。 ◆笠間ファン倶楽部については、年々会員数を伸ばしていますが、更なる会員数の確保につながる新たな取組みとしてSNSを活用した情報発信等が必要となっています。 ◆今後は、公民連携による観光資源の魅力向上やムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)をはじめとしたスポーツツーリズムなどとの連携を更に推進していく必要があります。また、アフターコロナにおける経済効果と新たな市場、観光ニーズへの戦略的な対応が必要となっています。				
施策の内容	①観光交流拠点の強化と周遊性の向上 ②地域性を活かした観光誘客の促進				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
観光入込客数	目標値	人/年	3,600,000	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000
	実績値	人/年	3,337,000	3,749,600			
	達成度	%	92.7	101.3	0.0	0.0	0.0
観光情報HP(市、観光協会)アクセス数	目標値	件/年	100,000	130,000	150,000	180,000	200,000
	実績値	件/年	117,669	178,503			
	達成度	%	117.7	137.3	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・新型コロナウイルス感染症の5類見直しにより、縮小や中止されていたイベントが再開されたことや、10月～12月に行われた茨城デスティネーションキャンペーン(茨城DC)などの効果により、観光入込客数・観光情報HPアクセス数ともに目標値を達成することができた。 また、市内に訪れた外国人観光客数も、集計を取り始めた令和元年度以降過去最高の数値となった。 茨城DCで醸成された観光に対する機運を、令和6年度のアフターDCやそれ以降に定着化・持続化するとともに、道の駅かさまのゲートウェイ機能の強化など、観光客の市内周遊を促進することにより、滞在時間を延長し、観光関係事業者をはじめ地域経済の活性化を図ることが課題となっている。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・道の駅かさまを起点とする市内周遊を促進するため、門前通りやカフェなどテーマを絞ったマップの作成とテストマーケティングを行い、フィードバックすることにより、市内に訪れる観光客のニーズを把握し、それに応えられるようブラッシュアップを行う。 ・新型コロナウイルス感染症の5類見直しに伴う入国制限が解除されたことにより、外国人旅行者の数も増加したことから、引き続き笠間台湾交流事務所による台湾内でのPR活動を引き続き展開していくとともに、日本国内にある旅行会社の代理店等へ営業を行うことにより、笠間市を行程に含めたツアーを造成してもらうよう働きかけていく。また、茨城DCや「笠間の栗」をきっかけとして、日本国内における笠間の認知度も向上していることから、国内の旅行会社へもツアー造成の働きかけを行っていく。 ・第3次観光振興基本計画を策定したことから、(一社)笠間観光協会をはじめとする関係機関や団体等と連携して計画に掲げた重点施策を中心に各施策に取り組むことにより、国内外の旅行者増加を図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	地場産品		施策コード 4-2-2	産業経済部	教 育 部
施策の目指す姿		地域ブランドにより活性化するまち			
政策体系	政策	産 業			
	政策の方針	地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります			
現況と課題	◆本市では、笠間焼や稲田みかげ石をはじめとする独自の産業が育まれ継承されているほか、栗や小菊など多彩な農産物の産地であり、本市の知名度や魅力向上に大きな役割を果たしています。笠間焼については、海外販路の開拓などを中心としたJAPANブランドの推進や、焼物を軸にしたストーリーが令和2(2020)年度に日本遺産へ認定されるなど、産業と文化の両面において大きな期待がされているところです。また、栗については、栽培面積が日本一の栗の産地としての各種の取組みを進めてきました。 ◆地場産品については、各事業組合の経営体制の強化を図るため、更なる普及促進やPRに努める必要があるとともに、販路拡大と売り方を変えていく必要があります。各種イベントは、イベント開催だけで完結させるのではなく、イベントで集客した人を次につなげていく手法や仕組みが必要です。 ◆各種イベントの開催は、新型コロナウイルス感染症の影響で社会情勢に見合った開催手法が求められるとともに、誘客促進を見据えた戦略を検討しつつ、スムーズな開催・実施を継続する必要があります。 ◆今後は、魅力ある地場産品の更なる向上と魅力を継続していける取組みが必要となっています。また、販路をはじめとした市場の獲得に向けた戦略的な取組みや、魅力を更に高めるための分野間連携や公民連携の強化が必要となっており、新たな手法による笠間のブランド力の強化による活性化が求められています。				
施策の内容	①所得向上につながる地場産品の利用促進 ②戦略的なプロモーションによるブランド力の強化				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
公共事業における地場産品の利用件数	目標値	件/年	13	13	14	14	15
	実績値	件/年	13	22			
	達成度	%	100.0	169.2	0.0	0.0	0.0
地場産品イベントの来場者数(陶炎祭、笠間浪漫、新栗まつり、菊まつり)	目標値	人/年	1,025,000	1,025,000	1,060,000	1,090,000	1,110,000
	実績値	人/年	928,901	1,031,461			
	達成度	%	90.6	100.6	0.0	0.0	0.0
伝統工芸士数	目標値	人	22	22	24	24	26
	実績値	人	22	22			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	目標値						
	実績値						
	達成度						
	目標値						
	実績値						
	達成度						
	目標値						
	実績値						
	達成度						

(2) 施策の課題

・笠間焼や稲田石をはじめとした地場産品の公共事業活用については、市発注事業およびイベント開催による利用件数の増加に伴い目標以上の実績数となったが、今後も受注の主体である各協同組合の経営強化に向け、新たな販路拡大やブランド力の強化により目標を超える実績が求められる。
・地場産品イベントの来場者数について、陶炎祭に関しては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止、令和3年度は入場ゲートを設置のうえ入場制限を実施、令和4年度は入場料を徴収開始するなど、来場者を正確に集計することになったため、以前までの来場者数との乖離が発生した経緯がある。
・上記イベントの開催について、今後も社会情勢に沿った開催手法を継続するとともに、会場周辺の交通渋滞対策の対応が求められる。
・そのほか、各種イベント開催にあたり共通事項として、イベントを通じて地場産品の更なる魅力向上と販路拡大が求められる。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・地場産品の更なる公共事業活用については、各協同組合と連携を密にし、市の支援としては発注事業や他自治体の事業情報などを集めて提供していくなど、受注の可能性を広げる支援を続けていく。
・陶炎祭については、入場料を徴収開始したことに伴い、主催者である笠間焼協同組合には来場者に笠間焼の魅力が伝わるようなイベント開催を企画するなど運営や、様々な広報媒体を活用して開催PRを行うよう依頼するほか、市としては交通渋滞対策など、スムーズな来場に繋げる支援を続けていく。
・その他イベントについても、入場料徴収の有無はあるが、社会情勢に沿った開催に加え、交通渋滞対策などスムーズな来場など、地場産品を活用した魅力あるイベントに繋げる支援を実施することで来場者増に繋げていく。
・地場産品の窓口である各組合の体制強化を図りながら、関係機関への営業活動や、販路を海外に広げていく取り組みなどを継続的に実施支援することで、イベントだけでなく安定した収入の確保を目指す。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名		農 林 業	施策コード	産業経済部	環境推進部 農業委員会
			4-2-3		
施策の目指す姿		豊かな「農」の恵みのまち			
政策体系	政策	産 業			
	政策の方針	地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります			
現況と課題		◆丘陵に囲まれた本市は、その山々からの空気と水に育まれた見事な田園風景や里山の景観が広がり、笠間市の魅力となっています。また、この豊かな田園環境を活かした稲作を中心として畜産や野菜、栗等の果樹や小菊をはじめとする花きなど、多彩な農業が営まれており、農産物を使った加工品等の開発や企業との連携により、市内で生産された農産品を、「かさまの粹」として認証し、安全・安心な農産品のブランド化や、消費拡大に取り組んできました。 ◆農業基盤及び農村環境の整備などを推進し、農地中間管理事業を活用し地域農業の担い手への集積を図ってきました。あわせて、環境保全型農業を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある化学肥料の削減を支援しています。一方で、農家の後継者不足や耕作放棄地の増加が進む状況であり、担い手の確保・育成と耕作放棄地を発生させないことが課題となっており、農家のニーズに合った支援が求められます。 ◆農業については、認定農業者が一定数確保されている一方で、高齢化による農家数の減少や後継者不足による耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。これらの状況を踏まえた、農業者に対する効果的な支援の展開や、新規就農者の確保に向けた更なる取組みが重要となっています。 ◆生き活き菜園はなさか、笠間クラインガルテンなどの市民農園について、持続可能な運営体制の構築とともに、利用促進を図ることが課題です。 ◆林業については、長期的な木材価格の低迷に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足などから維持管理がなされていない森林が増加傾向にあります。これらの状況を踏まえ、森林環境譲与税の活用による森林の適切な維持管理と林業経営体の育成を推進するとともに、ゼロカーボンシティの宣言と連動したカーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素の吸収源である森林の計画的な適正管理を検討する必要があります。 ◆今後は、他産業や非農家出身者からの人材など、多様な従事者や担い手を確保していくことが求められており、担い手の確保に伴い、稼げる農業のモデル化を図ることで、強い農業を確立していく必要があります。また、市の魅力となっている田園風景・里山の景観を環境分野とも連動して保全していくとともに、豊かな「農」の恵みの活用が必要となっています。			
施策の内容		①農業基盤の構築と農業振興の推進 ②魅力ある山間地域と農地の保全と活用			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
認定農業者数	目標値	経営体	169	169	169	169	169
	実績値	経営体	167	166			
	達成度	%	98.8	98.2	0.0	0.0	0.0
新規就農者数(累計)	目標値	人	42	52	62	72	80
	実績値	人	35	46			
	達成度	%	83.3	88.5	0.0	0.0	0.0
農地等の保全管理活動に取り組む団体数(累計)	目標値	団体	42	42	43	43	49
	実績値	団体	42	42			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・施策の目指す姿における課題としては、農家数の減少に伴い後継者不足や耕作放棄地の増加を招いている状況であり、担い手の確保・育成と耕作放棄地の解消が課題となってきた。これらの現状を踏まえ、農家のニーズに合った支援を行っていくことが重要である。 ・笠間クラインガルテンについては、東日本大震災による風評被害や競合施設の増加、施設の老朽化などにより、行政のみでの成長・持続化に向けた経営戦略を描くことが困難になってきている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・市民や事業者に対し、森林がカーボンニュートラルの実現に向けた貴重な資源であることを広く認知させることで、森林の適正管理や無秩序な林地開発の防止を図っていく。 ・後継者不足や耕作放棄地に対しては、認定農業者や新規就農者へのマッチングを行うほか、農地中間管理機構を通じた農地の賃借による引継ぎを行うことで、農地の維持を図っていく。 ・笠間クラインガルテンについては、クラインガルテンという資源を活かすにあたり、市が直接活用する施設とはせず民間が活用しやすくなるため、「笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例」を廃止し、行政財産から普通財産にして、令和7年度から「民間による運営」へ移行を進める。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	商業	施策コード	産業経済部	-
		4-2-4		
施策の目指す姿		身近に買い物や交流ができるまち		
政策体系	政策	産 業		
	政策の方針	地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります		
現況と課題	◆本市の商業は、小売業・卸売業が主流ですが、幹線道路沿いへの大型店・チェーン店の出店、インターネット等通信販売の利用増加などにより、市内商業者、特に個店を取り巻く経営状況は厳しく、さらに経営者の高齢化もみられます。各個店が立ち並ぶ様子は市の魅力でもあります。本市の魅力として街並みを今後どのように活用・支援していくかが課題であるとともに、空店舗などの利活用についても重要となつていきます。また、コロナ禍による感染症対策融資が創設されたことにより、中小企業事業資金融資件数が大幅に増加しており、これらの償還などにより今後も経営について不透明な状況が続くと見込まれています。 ◆笠間市商工会では、コロナ禍において事業者向けの助成制度の紹介やフォローアップなど、地域の事業者へのサポートを行っています。商工会の会員数は近年約2,000人程度ですが、商工会の存在感を活かし、市内の事業サポート体制の更なる強化やPRを行い、会員の加入促進と安定的な商業基盤の支援につなげる必要があります。 ◆今後は、あらゆる社会状況の変化に対応できる事業継続手法の構築や、空店舗等の利活用の推進、ネット販売、テイクアウトなどの新たな生活様式に対応した販売促進の支援が必要となつていきます。また、商業基盤を支えてきた事業の承継や新たな創業の支援、買い物支援などの取組みも継続して行っていく必要があります。			
施策の内容	①商店街の活性化と支援体制の強化 ②地域特性を活用した商業振興			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
笠間市商工会商業部会員数	目標値	人/年	400	400	400	400	400
	実績値	人/年	382	377			
	達成度	%	95.5	94.3	0.0	0.0	0.0
中小企業事業資金融資件数	目標値	件/年	150	150	150	150	150
	実績値	件/年	57	109			
	達成度	%	38.0	72.7	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・空閑市商工会全体の会員数は、未加入事業者への加入勧奨を推進等により増加しているが、商業部会員数は微減の状況である。商業部に属している各種卸・小売り事業者は、コロナウイルスによる外出自粛等により全国的に経営に大きな影響を受け、さらにコロナを契機にインターネットや通信販売など非対面方式の販売方法の浸透など、大きな転換期を迎えていることから、これからの数年間でこれまで以上の数の減少が予想される。

・中小企業事業資金融資については、コロナウイルス感染症の拡大により政府、民間で創設された無利子無担保融資制度が利用されたため、一時的に貸付件数が減少したが、無利子無担保融資制度の終了に伴い、低金利の中小企業事業資金融資の利用が増加している。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

- ・商工会組織は新型コロナウイルス感染症の流行を経て、社会の様々な事柄や考え方に変化が生じる中、それらの変化に対応しながら市内の事業者特性に合った支援を行うとともに、新たに創業を目指す方や、高齢化や後継者の問題から事業の承継を必要とする事業者への支援に、より一層取り組んでいくことにより存在意義を増し、新規会員を増やしていくことが不可欠である。
- ・市は、商工会や国、県等の適切な専門機関と連携しながら、市内中小企業の経営力強化と持続的発展に寄与する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	工業	施策コード	産業経済部	政策企画部
		4-2-5		
施策の目指す姿		ものづくりを育むまち		
政策体系	政策	産 業		
	政策の方針	地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります		
現況と課題	◆本市の充実した広域交通網による利便性を生かし、既存工業団地への優良企業誘致を進め、地元雇用の拡大や従業員の定住化に向けて、工業の振興を推進してきました。また、企業の経営安定化を支援するため資金融資制度の利用促進や保証料の補助を行うとともに、地域に根ざした企業を支援するためのセミナーの開催、雇用確保に繋がる企業説明会を実施しています。 ◆工業について、コロナ禍における影響は限定的ですが、各種支援制度の周知を図る必要があります。また、中小企業等経営強化法の税制優遇などの広報活動を強化し、中小企業の潜在的な設備投資意欲を喚起するなどの取組みの強化が必要となっています。 ◆市民の雇用促進を図るため、がんばる企業応援連絡会を組織するとともに、市との連携体制を構築し企業の活発な活動を支援しています。 ◆今後は、活気あふれるものづくりを支援していくため、あらゆる社会状況にも対応できる事業継続手法の構築や、雇用施策と連動した人材確保策の展開、戦略的な取組みも求められています。また、商業施策とも合わせた事業承継の仕組みの構築や、企業と企業を結び付けるビジネスマッチングの創出、起業・創業施策と連動したものづくり環境の強化も必要となっています。			
施策の内容	①中小企業の経営基盤の強化と活性化 ②ものづくり環境の強化と事業承継体制の構築			

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
製造品出荷額	目標値	百万円	-	-	-	-	197,869
	実績値	百万円	-	-	-	-	
	達成度	%					0.0
従業員4人以上の事業所	目標値	事業所	-	-	-	-	177
	実績値	事業所	-	-	-	-	
	達成度	%					0.0
※参考 経済構造実態調査による「製造品出荷額」							
	実績値	百万円	168,909	-			
※参考 経済構造実態調査による「事業所数」							
	実績値	事業所	170	-			

(2) 施策の課題

・製造品出荷額の拡大には、産業構造の変化やグローバル化の進展に対応するため、絶えず新たな技術の開発や既存技術の改良が求められるが、様々なコストが上昇している現在においては、研究開発への投資が限られているため、技術革新を進めることが難しい状況にある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

- ・産業活性化コーディネーターによる個別訪問により、「経営力向上支援」、「人材雇用支援」、「販路拡大支援」、「資金調達支援」などの中小企業事業者の課題に対し伴走型の支援を行っていく。
- ・中小企業等経営強化法による税制優遇について、制度の周知を図り、中小企業の潜在的な設備投資意欲を喚起する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	就学前教育		施策コード 5-1-1	こども部	教 育 部
施策の目指す姿	子どもたちが個々に応じた成長ができるまち				
政策体系	政策	教育・文化			
	政策の方針	未来を拓く子どもを育みます			
現況と課題	◆幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、これまでも幼児一人ひとりの発達・成長に合わせたきめ細かい教育・保育に努めてきました。また、子どもの成長と子育て・学びに、幼児教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携して関わり、地域活動や教育活動が展開されていることは、子どもと子育て世代にやさしい笠間市の魅力にもつながるものです。さらには、国では子どもに関する課題の総合的な対応を図るため、「こども家庭庁」創設の動きがあるように、次世代を担う子どもの育ちを一元的に支援することは地域の重要課題となっています。 ◆幼児期の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等の質の向上が求められています。また、保育教諭等の人材不足などが課題であり、新たな担い手の育成なども求められています。 ◆全ての子どもの健やかな成長を支援するため、幼児教育・保育施設から小学校への円滑な接続を図るため、研修会等を開催し、様々な機関と連携して、支援が必要な幼児やその支援者に対し個々に応じた支援に努めています。 ◆子どもたちを取り巻く環境が変化していることから、子ども一人ひとりの成長に合わせ、引き続き学校教育施策との連動による学びの連続性を確保するとともに、家庭や地域と連携した教育環境を強化します。また、発達障がい等で支援が必要な子どもとその家族に対しては、子どもの発達段階の早い時期からこども育成支援センターを軸として、母子保健・福祉・教育分野と関係機関が連携して支援する仕組みの更なる充実が必要です。				
施策の内容	①個々の成長を包括的に支援する就学前教育の強化 ②支援が必要な児童への支援体制の強化				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
小学校教員と保育者を対象とした幼児教育接続等推進のための研修会参加人数	目標値	人/年	60	60	60	60	60
	実績値	人/年	60	78			
	達成度	%	100.0	130.0	0.0	0.0	0.0
アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの作成率	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	%	100.0	100.0			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	%	100.0	100.0			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
フォローアップ支援件数(親子フォローアップ教室参加者数)	目標値	人/年	1,750	1,650	1,650	1,650	1,650
	実績値	人/年	3,194	1,580			
	達成度	%	182.5	95.8	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・「幼児教育接続等推進のための研修会」については、保育に支障のない範囲の人数での参加を依頼し、今後も対面での研修会を継続していく必要がある。また、円滑な接続のため、保育者が市内小学校を参観することは可能であるが、幼児教育施設については、感染症対策のために施設長の意向で参観ができない施設があるのが現状である。
・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」については、特別支援学校及び特別支援学級に係る幼児以外にも配慮を要する児童が多くいるため、個々の支援のために有効に活用していく必要がある。
・子どもの発達を促すため、保護者に早期支援の必要性和親子フォローアップ教室参加の意義を理解してもらい、継続的な参加を定着させていく必要がある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・小学校教員が幼児教育施設の保育参観が難しい場合には、保育者に保育の様子を撮影をしてもらい、撮影したデータを研修会時に持参することで、情報交換がスムーズに行えるような取り組みを進める。
・特別支援学校及び特別支援学級へ就学する幼児に加え、配慮を必要とする幼児についても「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成を幼児教育施設へ促し、就学先へ円滑に引継ぎが行えるようにする。その際に、必ず保護者の同意を得ることを伝える。
・こども育成支援センターでは保護者のニーズを確認し、親子で参加する目的、支援目標や支援機関等を共有し、保護者支援の充実を図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	学校教育	施策コード 5-1-2	教 育 部	こども部
施策の目指す姿		子どもたちが社会で生きる力を育むまち		
政策体系	政策	教育・文化		
	政策の方針	未来を拓く子どもを育みます		
現況と課題	◆人口減少・少子高齢化がさらに進む見込みの中で、子どもたちが変化の激しい社会で生き、社会を担う力を身につけられるよう、本市の教育では、知性を高めもちまを伸ばすことで将来社会の一員としてたくましく生きていくこと、地域を愛し支えることで地域に根付き、地域を担う大人へと成長すること、豊かな感性を持ち心身ともに健康に過ごせることを目指しています。また、教育施策は人づくり、まちづくり、地域づくりなどにつながる、地域創生の根幹となる施策の一つとしても重要です。 ◆GIGAスクール構想により1人1台のタブレット端末が整備されたことを受け、ICTを活用した子どもたちの学習環境の更なる向上と、教職員の指導力向上に取り組む必要があります。また、平成28(2016)年に閣議決定されたSociety5.0の実現に向けた人材を育成するため、ICTを活用した学びの改革が求められています。学校の老朽改修については、令和2(2020)年度に策定した長寿命化計画に基づき、安全・安心で快適な教育環境の確保に向けた対策を計画的に実施しています。 ◆学校教育では、市内全小・中・義務教育学校において、コミュニティスクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進しています。また、不登校児童生徒が全国的に増加し、これまで実施しているスクールソーシャルワーカーによる個別対応の継続や、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。学校運営においては、地域との連携や支援による地域全体で子どもたちを育成していく取組みにより、教育環境の向上や教職員の働き方改革が進んでおり、部活動での外部指導者や部活動指導員の活用など、教育環境の向上と教職員の働き方改革を含めた更なる取組みの強化が必要です。 ◆特別な支援を必要とする児童は年々増加しており、専門性のある支援が学校内で求められています。特別支援教育専門員の配置や、こども育成支援センターの巡回相談での助言により環境調整等の合理的な配慮に取り組んでいます。 ◆今後は、全ての子どもに最適な教育環境を目指して、GIGAスクール構想の推進により、個に応じた学びの効果的な推進を図るとともに、特色ある教育体制の形成のため、義務教育課程以降の学びと連動させる取組みが必要となっています。また、全ての子どもたちが社会で生きていくための力を育むことができる環境を目指します。			
施策の内容	①笠間版ハイブリット型教育による多様な学びの推進 ②特別支援教育の推進			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率(小学校における全国との比較)	目標値	ポイント	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0
	実績値	ポイント	-0.8	0.9			
	達成度	%	-50.0	52.9	0.0	0.0	0.0
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率(中学校における全国との比較)	目標値	ポイント	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5
	実績値	ポイント	-2.0	-0.8			
	達成度	%	-166.7	-61.5	0.0	0.0	0.0
全国体力・運動能力調査(小学校における全国平均との比較A+Bの割合)	目標値	%	54.5	55.9	57.2	58.6	60.0
	実績値	%	46.3	51.6			
	達成度	%	85.0	92.3	0.0	0.0	0.0
全国体力・運動能力調査(中学校における全国平均との比較A+Bの割合)	目標値	%	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0
	実績値	%	49.7	52.0			
	達成度	%	88.8	91.2	0.0	0.0	0.0
小中学校と高等学校、大学との交流事業を実施した学校の割合	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	%	100.0	100.0			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・全国学力・学習状況調査において、小学校・中学校ともに、基礎的・基本的な学習内容の定着と、問題に対して正しい判断や正確な回答ができていない点に課題がみられた。また、児童生徒の意欲を喚起させ、夢中になって取り組みたいような学習課題の提示など、授業改善に関する取組が質的に不足していることが課題である。 ・全国体力・運動能力調査では、令和4年度より実績値は上昇した。小・中学校段階において体育の時間を含めた運動機会の確保することや、特に小学校において投力が重点課題となっている。 ・GIGAスクールにおいて、より効果的な端末活用を継続していく必要がある。また、端末の更新時期を迎えるにあたり財政負担の増、端末の適正な維持管理が課題である。より効率的な運営と校務DXの実現に向け、学習系システムとの統合を行う必要がある。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・学力向上については、計画訪問における指導助言内容の具体化と、学校改善プランの見直しによる校内研修体制の拡充により、全国学力・学習状況調査で見られた課題に対応するための授業改善を推進する。また、習熟度別学習の実施に加え、学びのイノベーション事業での民間との連携による学びの場の提供により、基礎的・基本的な学習内容の定着と意欲喚起を図る。 ・体力・運動能力向上のため、県全体で課題となっている投力を中心として、各学校の課題に沿った「体力アップ推進プラン」を各校が作成し、独自の工夫した取組によって学校教育活動全体を通した体力づくりを行う。 ・高等学校、大学との交流については、キャリア・コーディネーターを配置し、学校間連携推進協議会を設置することで、高等学校のみならず特別支援学校等とも連携が図られているため、今後も継続・拡大していく。 ・GIGAスクールの運用方法、調達維持管理、適正な使用の指導徹底、を継続して行い効果的な活用を図る。また、校務システムとの統合により効率的な運用体制を構築する。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	生涯学習		施策コード	教 育 部	総 務 部
			5-2-1		
施策の目指す姿		生涯にわたり学び続けられるまち			
政策体系	政策	教育・文化			
	政策の方針	心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます			
現況と課題	◆「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換期を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。学びたいときに学ぶ、何歳になっても学び直しができる、生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返すリカレント教育などに挑戦・実践できる生涯学習社会の実現が重要となっています。本市では、社会教育施設である公民館や、市民交流、健康増進や地域活性化の拠点である地域交流センター、図書館、そのほかスポーツ施設、美術館、資料館、農業体験施設などにおいて多彩な市民の学びの場を確保しています。 ◆公民館や地域交流センターは、入館者数の増加につながる取組みや多様な学習ニーズに対応した講座等について、継続的な検討が必要です。また、地区公民館は令和3(2021)年10月から地域交流センターとなったことにより、これまでにない活動の展開や運営手法などを検討する必要があります。 ◆図書館は、個人貸出点数が12年連続全国1位(人口8万人未満の自治体)となりましたが、貸出数は減少傾向にあります。利用増進のため、資料の充実はもちろん、学校やボランティア団体と連携しながら、幼少期からの読書活動の推進が必要です。また、友部図書館は開館30年、笠間図書館は開館20年を迎え、利用者の安全で快適な環境を守るため、適切な改修が必要となります。 ◆社会教育については、こども園や保育所、小中学校・義務教育学校において、子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性形成のため親が相互に学びあう場である、家庭教育学級を34学級開設して家庭教育を推進しており、今後も同世代の子どもを持つ保護者が自ら企画・実施する家庭教育学級に対する支援を充実することが必要です。青少年の健全育成は、SNSの普及など子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した意識啓発が必要となっています。 ◆子ども会などについては、少子化を背景にして会そのものの維持が困難になっている状況もあります。そのため子どもたちへは、子ども会だけでなくスポーツ少年団などの、社会活動を行っている団体への参加を促進し、学校以外での学習機会を創出するとともに、それらの活動を行う団体の今後の運営手法や魅力発信について検討を行う必要があります。 ◆今後は、家庭教育学級などの家庭や地域における教育力の向上や、多世代で多様化する学びについて、コロナ禍も踏まえた社会教育施設のIT化推進を図りつつ、リカレント教育など自主的・主体的に生涯を通じて学べる環境の構築に向け、公民連携などの新たな取組みを検討する必要があります。				
施策の内容	①多世代が学ぶ場の充実 ②家庭教育の充実と子どもの健全育成				

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
社会教育施設の利用者数(公民館、地域交流センター、図書館)	目標値	人/年	709,800	753,700	797,600	843,000	888,400
	実績値	人/年	618,548	731,363			
	達成度	%	87.1	97.0	0.0	0.0	0.0
家庭教育学級参加率(就学前)	目標値	%	85.0	87.0	90.0	93.0	95.0
	実績値	%	85.0	99.0			
	達成度	%	100.0	113.8	0.0	0.0	0.0
家庭教育学級参加率(小・中・義務教育学校)	目標値	%	78.0	81.0	84.0	87.0	90.0
	実績値	%	78.0	80.5			
	達成度	%	100.0	99.4	0.0	0.0	0.0
子どもたちが参加できる社会活動団体参加数(子ども会・スポーツ少年団)	目標値	人/年	2,500	2,000	2,000	2,500	2,500
	実績値	人/年	2,458	2,146			
	達成度	%	98.3	107.3	0.0	0.0	0.0

(2)施策の課題

【図書館】目標未達成の要因
・入館者数:新型コロナウイルス感染症が5月から5類に移行され、徐々に回復傾向はみられたが、コロナ前に完全には戻っていないため。
【公民館】目標未達成の要因
・公民館利用者数:新型コロナウイルス感染症が5月から5類に移行され、徐々に回復傾向はみられたが、コロナ前に完全には戻っていないため。
【生涯学習課】目標未達成の要因
・新型コロナウイルス感染症拡大および拡大防止により、事業が縮小、中止になっていたが、徐々にコロナ前の状況に回復する傾向がみられた。

(3)課題への対応策、今後の方向性

【図書館】コロナ前の入館者数・貸出数に近づけるために、利用者のニーズに合った資料の充実を図り、集客イベント等を企画し実施する。
・子ども読書活動推進計画に基づく、各種事業の推進。
・電子図書資料の利用促進。
【公民館】
・利用者数:計画的な施設の維持管理を行う。
【生涯学習課】
・子ども会・スポーツ少年団の活動を魅力あるものにする為に、補助金を交付することで、参加者の拡大について支援する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	芸術・文化		施策コード	教 育 部	-
			5-2-2		
施策の目指す姿		歴史と文化のまち			
政策体系	政策	教育・文化			
	政策の方針	心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます			
現況と課題	◆本市には、笠間焼をはじめとする世界に発信できる伝統工芸や歴史と風土が育んだ祭りや郷土芸能、歴史ある神社・仏閣、窯業や石材業などの産業文化等、本市の魅力の核となる芸術・文化資源が数多く存在します。それらを気軽に親しむ機会の創出を図り、豊かな感性を育むとともに継承し、郷土を愛する意識の醸成を図ってきました。また、令和2(2020)年度には「かさましこ〜兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”〜」が日本遺産に認定されるなど、新たな歴史・文化活用による文化振興の取組みを行ってきました。 ◆市内には、150件の指定文化財が保有されています。文化財の公開により、市民が身近な地域の歴史や文化を学ぶ機会を確保し、文化財保護への意識醸成を図ることも必要です。 ◆笠間城跡については、現在、国指定史跡に向け調査研究活動を進めており、継続した取組みが求められています。また、調査や研究内容を講座として行うことで、市民の郷土愛の醸成につなげていく取組みが必要となっています。 ◆美術・工芸、映像などの芸術分野で、市内の空家や空きスペースの有効活用による住居や発表の場の確保、笠間市フィルムコミッション等の活動など、本市の芸術・文化の素材を集約してまちづくりに付与していくことで様々な効果が期待されます。 ◆今後は、創造性豊かな歴史と文化のまちを目指し、アートを通じたまちの魅力づくりの取組みや、芸術や歴史に触れる機会の更なる創出、文化財の適切な管理と活用による文化財の振興や保存の意識醸成が必要です。また、市の魅力である芸術分野の更なる強化のための活性化支援などの取組みも必要となっています。				
施策の内容	①文化芸術と歴史に触れる機会の充実 ②文化財保護と活用による地域活性化の推進				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
芸術展への応募点数(全国こども陶芸展、全国絵画コンクール)	目標値	点/年	2,000	2,100	2,300	2,500	2,700
	実績値	点/年	1,993	3,243	3,115		
	達成度	%	99.7	154.4	135.4	0.0	0.0
歴史、産物等地域資源に係る講座等の参加者数	目標値	人/年	500	520	540	570	600
	実績値	人/年	808	953			
	達成度	%	161.6	183.3	0.0	0.0	0.0
文化財公開来場者数	目標値	人/年	-	1,200	-	1,500	1,500
	実績値	人/年	-	763	-		
	達成度	%		63.6		0.0	0.0

(2) 施策の課題

・全国絵画コンクールは、笠間日動美術館が実行委員会の事務局を務めているが、予算、人的資源が不足していることから出品募集の広報が十分ではない。令和4年度には広報活動を重点的に実施するよう、笠間市からの補助金を大幅に増額している。 ・地域や個人で所有している文化財の維持管理について、維持管理に関わる世帯、人数の減少、経済的負担等の理由から困難になっている状況が散見される。 今後、地域で管理している未指定文化財の調査を実施し、実態の把握に努めるとともに、文化財の保全に必要な措置を検討していく。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・全国こども陶芸展は、市内小、中、義務教育学校の出品者を対象に陶芸美術館優待チラシの配布、陶芸美術館企画展スタンプラリー等の効果もあり、来場者数が大幅に増加した。今後、広報計画及び事業経費の精査を実施し、応募作品数や来場者数増加に向けて費用対効果の高い陶芸展運営を目指す。 ・文化財公開については、隔年開催のため令和7年度に益子町と共同で実施する。公開場所は、日本遺産構成文化財を中心に選定し、回遊性を高めるためスタンプラリーを実施する計画である。紙媒体中心の広報ではなく、SNS等での情報発信を積極的に実施し、広く文化財保護の重要性や文化財の価値や魅力を普及促進する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	スポーツ	施策コード	教 育 部	保健福祉部
		5-2-3		
施策の目指す姿	豊かなスポーツライフを送れるまち			
政策体系	政策	教育・文化		
	政策の方針	心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます		
現況と課題	◆スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるもので、児童生徒にとっては、人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものです。また、近年は、スポーツツーリズムに代表されるように、スポーツの力で地域活性化を図る取組みも重要となっています。 ◆本市では、スポーツ推進計画に基づき、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる」環境整備を図ってきました。今後はバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。また、開祖修練の地である合気道やオリンピックを輩出しているゴルフ、新たにパークが整備されたスケートボードなど、本市の特色あるスポーツの普及に力を入れていきます。 ◆令和3(2021)年3月に設立されたスポーツコミッションによるスポーツツーリズムやプロスポーツの誘致支援、アーバンスポーツの推進などにより、スポーツによる本市の魅力づくりを推進する機会が広がってきました。そして、子どもたち、大人たちのスポーツへのきっかけづくりとスポーツを取り入れた市民生活の継続のため、スポーツ協会と連携し、子どもたちの部活動への外部指導者の導入や指導者の育成が必要となっています。 ◆今後は、スケートボードなどに代表されるアーバンスポーツやトップアスリートも輩出するゴルフなど、市内のフィールドを生かしたスポーツによる地域活性化策の強化とともに、世代や年齢、スポーツやパラスポーツを問わず、誰もが自分にあったスポーツ活動を暮らしに取り入れられる環境の構築や振興が必要となっています。			
施策の内容	①スポーツ環境の充実強化 ②スポーツ資源の利活用によるまちづくりの推進			

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
スポーツ大会・教室参加者数	目標値	人/年	14,000	14,250	14,500	14,750	15,000
	実績値	人/年	14,101	15,025			
	達成度	%	100.7	105.4	0.0	0.0	0.0
スポーツ施設利用者数	目標値	人/年	232,000	234,000	236,000	238,000	240,000
	実績値	人/年	232,672	229,445			
	達成度	%	100.3	98.1	0.0	0.0	0.0
1年間に運動やスポーツに関わった人の割合	目標値	%	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0
	実績値	%	-	37.5			
	達成度	%		107.1	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・従来からスポーツ活動をする方に加え、近年の健康志向やムラサキパークを活用するアーバンスポーツの人気などによって、市内のスポーツ施設を利用している方は、少子高齢化が進む中、目標値とほぼ同数を保っている。また、各々の事業において、近隣のマラソン大会が増加したことなどにより、かさね陶芸の里ハーフマラソン大会の参加者は定員割れとなっており、県下中学校交歓駅伝大会等の参加者も減少傾向となっている。

・スポーツ協会やスポーツ少年団の会員数に關しても住民のライフスタイルの多様化や少子化などにより、減少傾向となっている。また、部活動地域移行とも關連した指導者の育成、保護者等との組織作りが課題となっている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・スポーツ推進計画の目標である成人のスポーツ実施率の向上やスポーツに何らかの形でかかわった方の割合を高めるため、既存事業に工夫を凝らし、魅力度を向上していきたい。

・連携中核都市圏構想による県内の市町村の協力のもと、プロや実業団の選手から指導を受ける体験教室等を実施し、プロスポーツによる地域活性化やスポーツに取り組む意欲の向上などにより、スポーツ実施率の向上を目指していく。

・(一社)笠間スポーツコミッションを中心に、スポーツツーリズム、プロスポーツとの連携、アーバンスポーツの推進など、新たな競技大会の振興と、スポーツを通して地域活性化を図っていく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	市民協働・地域コミュニティ		施策コード	総 務 部	全 部 署
			6-1-1		
施策の目指す姿		市民とともに育むまち			
政策体系	政策	地域づくり			
	政策の方針	多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります			
現況と課題	◆少子高齢化が進む中、多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と行政がそれぞれの役割や責任を理解し、高い信頼関係を構築し、協働のまちづくりを推進していくことが重要となっています。そのため、市政に対する関心や参加を促進し、継続的な市民活動への支援など、より身近で利用しやすく充実を図る必要があります。 ◆市民協働については、市民が自分たちの地域をつくっていくという意識の醸成・啓発を行っていく必要があります。公共団体・民間団体・NPO団体の三者による新たな地域づくりが展開されるようになってきましたが、その担い手となる団体や活動者への更なる支援、連携などが求められています。また、既存団体が持続可能な運営体制を構築するための支援が必要です。さらに、時代の変化に伴い市民のライフスタイルや価値観も多様化しており、これらの多様性を含めた様々な主体による地域づくりを、地域福祉や高齢者福祉、多文化共生などの施策と連動させて推進することが重要です。 ◆地域コミュニティについては、行政区をはじめとした様々な地縁団体がありますが、近年加入率が減少している行政区もあります。地域の支えあい・防災力が求められる一方で、従来のやり方での地域コミュニティ機能の維持は現実的に困難といえます。このため、コミュニティそのものを維持していくための検討、持続性あるコミュニティづくりへの支援が急務の課題となっています。 ◆今後は、地域コミュニティの中で相互に支えあい、地域課題の解決につなげられるような体制の構築と活動を支援するとともに、市民と地域と行政と様々な主体が関わり協働で、持続する地域づくりを推進することが必要となっています。				
施策の内容	①協働の地域・まちづくり体制の強化 ②市民活動・NPO活動への支援と連携				

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
出前講座の回数	目標値	回/年	121	126	131	136	141
	実績値	回/年	81	106			
	達成度	%	66.9	84.1	0.0	0.0	0.0
まちづくり市民活動助成金助成団体数	目標値	団体/年	10	11	12	13	14
	実績値	団体/年	8	9			
	達成度	%	80.0	81.8	0.0	0.0	0.0
地域交流センター利用者数	目標値	人/年	216,800	217,200	217,600	218,000	218,400
	実績値	人/年	218,311	237,906			
	達成度	%	100.7	109.5	0.0	0.0	0.0
行政区の加入率	目標値	%	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2
	実績値	%	69.7	68.1			
	達成度	%	96.6	94.4	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・出前講座の回数は目標値には達しなかったが、前年度より25回増となり、コロナ禍前に近づきつつあるため、今後も利用促進を図る。 ・まちづくり市民活動助成事業は、新規申込み団体が3団体と前年度より1団体増えたが、目標値に達しなかった。市民活動の活性化を図るため、本事業の周知を徹底し、新規申込みを増やしていくことが必要。 ・行政区の加入率については、行政区加入促進条例のポスターを掲示したり、SNSでの呼びかけ窓口担当職員の研修を行い、住宅関連事業者への説明会を行い、それぞれ未加入者に直接関わって加入促進に努めていただいているが、加入率は思うように上がらない状況である。また区長を対象に行ったアンケートや「行政区の在り方検討委員会」では、区長の負担が大きい、行政区加入のメリットが見えない、役員のなりて不足、防犯灯の維持費用負担や、慣例的な募金の徴収など様々な課題があげられた。これらの課題を解決し、行政区が地域コミュニティとして安定するには数年かかると思われる。 ・行政区の加入率の計算方法は、行政区に加入している世帯数(行政事務連絡交付金請求で報告された世帯数)を住民基本台帳に登録された世帯数で割って求め、合併時と比べると、この加入率は16.27%減少しているが、毎年区長から報告される行政区に加入している世帯数(行政事務連絡交付金請求で報告された世帯数)の推移を見ると、合併時と比べると1,412世帯減少し、6%の低下となっている。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・出前講座は、利用促進を図るため、引き続き話題性のある内容を取り入れるなどメニューを充実させる。 ・地域交流センターについては、運営協議会や利用者の意見をもとに、指定管理者と協議を進め、今後も市民や団体が活動しやすい魅力ある施設運営に努めるとともに、市民活動の育成や自治会、町内会など地域コミュニティの基盤強化を図り利用者の拡大を図る。とくに、笠間地区については、地区公民館として利用していた地区団体の利用が主となっていることから、コミュニティ活動の拠点としての利用者拡大を図る。 ・まちづくり市民活動助成事業については、市の施策に沿ったテーマを決めて募集を行いより多くの団体に有効な支援ができるよう、本事業の周知を徹底し助成団体を拡大していく。 ・行政区への加入について、住宅関連事業者には事前にその重要性を理解してもらい、住宅購入者やアパートの住民への協力をお願いしたりチラシの配布を行っていく。また、笠間市行政区在り方検討委員会の提言を受けて、令和5年11月からは、行政区の問題を解決するために専門のアドバイザーを派遣する。このアドバイザーは、行政区と自治会の役割の説明や区長の負担軽減策、募金の集め方、未加入者の課題等についての意見を聞きながら支援を行う。令和6年度も引き続き、相談を希望する行政区にアドバイザーを派遣し、問題解決の支援や加入しやすい環境づくりに取り組んでいく。 ・令和6年2月から、区長業務の負担軽減を目的として、一部の行政区を対象にした回覧文書の電子化の実証実験を行った。さらに令和6年度は市内の全行政区に対し実証実験の募集を行い、回覧文書の電子化を進め区長業務の負担軽減を進めていく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	多様な人材の活躍	施策コード	総 務 部	全 部 署
		6-1-2		
施策の目指す姿		誰もが活躍できるまち		
政策体系	政策	地域づくり		
	政策の方針	多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります		
現況と課題	◆人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠となっています。 ◆本市ではこれまで、市民一人ひとりが活躍できる社会の構築のため、男女共同参画社会の意識啓発や推進事業者の認定などの取組みを進めてきました。また、外国人との交流事業の展開や、国際交流事業を推進している民間団体の支援、市内に居住している外国人住民の相談窓口の設置、市ホームページの多言語化など、国際交流や国際化に対する環境整備を行ってきました。 ◆少子高齢化が進むわが国において多様な人材の活躍は持続可能な社会に不可欠です。その実現に向けて、年齢・性別・国籍などの多様性を互いに認めあい、共に生きる社会についての理解と意識の醸成を図ることが重要です。あわせて、多様な働き方を促進するとともにワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備など、働き方改革を進めていくことが必要です。 ◆今後は、地域において多様な人々が暮らし、いきいきと活躍することが重要となっており、市民一人ひとりが互いに多様性を尊重し、協力しあい、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組みを推進することが必要となっています。併せて、他の施策とも連動した多様な人材の確保についても、強化が必要となっています。			
施策の内容	①ダイバーシティ社会の実現に向けた取組みの推進 ②多様な生き方と活躍への支援強化			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
ダイバーシティ宣言を行った市内の企業等(累計)	目標値	事業者	3	4	5	6	7
	実績値	事業者	12	13			
	達成度	%	400.0	325.0	0.0	0.0	0.0
キラリかさま優良企業認定数(累計)	目標値	事業者	6	7	8	9	10
	実績値	事業者	5	6			
	達成度	%	83.3	85.7	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

市内の企業や団体へ「いばらきダイバーシティ宣言」への登録を勧奨した結果、登録団体は1団体増え、13団体となった。 キラリかさま優良企業の認定事業者も1団体増え、6団体となったが認定制度の周知不足により、目標値に達しなかったため、今後も認定について勧奨していく。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

令和4年度に策定したキラリかさまプラン～第4次笠間市男女共同参画計画～に基づき、ダイバーシティ社会への理解を深めるため、宣言を行った企業等の取組を市広報紙やSNSで紹介するなど効果的な情報発信や意識啓発の充実を図るとともに、いばらきダイバーシティ宣言への登録を勧める。 キラリかさま優良企業の認定についても、制度の周知等を徹底し、引き続き認定事業者の増加を図る。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	人権尊重	施策コード 6-1-3	保健福祉部	全 部 署
施策の目指す姿		自分と相手の大切さを認めることができるまち		
政策体系	政策	地域づくり		
	政策の方針	多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります		
現況と課題	◆人権尊重については、障害を理由とする偏見や差別、女性や子ども等の人権、部落差別(同和問題)などの人権に関する課題に対し、それぞれに応じた啓発活動の推進や相談体制の充実、人権意識の更なる醸成を図る必要があります。また、差別の実態、原因について正しく理解するとともに、解決に向けて総合的に取り組むことが重要となっています。 ◆近年、人権に関する意識の高まりや関心の高さを受けて、法令の制定や諸施策が図られてきていますが、依然として、子ども・高齢者・障がい者への虐待やいじめ、配偶者や恋人からの暴力(DV)、各種ハラスメントなど、人権を侵害する問題が起きています。また、SNSを利用した差別的な表現や新型コロナウイルス感染症に関する差別の問題、性別、国籍、人種、年齢、文化的背景の違いや性的マイノリティなど個人の多様性(ダイバーシティ)が尊重されていないことによる課題が見受けられます。 ◆今後は、一人ひとりの大切さを互いに認めあうことができるまちを目指して、社会的な変化や潮流に即時に対応できる意識啓発や教育の推進、多種多様な問題に対応できる相談体制の充実を図ることが必要となっています。また、多様性を尊重しあえる啓発等の取組みも必要です。			
施策の内容	①人権が尊重される社会の実現 ②身近な相談体制の充実			

(1) 取り組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
人権啓発活動	目標値	回/年	4	4	4	4	4
	実績値	回/年	3	4			
	達成度	%	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0
人権教育講演会の参加者数	目標値	人/年	400	400	400	400	400
	実績値	人/年	336	118			
	達成度	%	84.0	29.5	0.0	0.0	0.0
特設無料人権相談開設回数	目標値	回/年	12	12	12	12	12
	実績値	回/年	12	12			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・人権教育講演会については、実施会場の収容可能人数から目標値の達成は困難だったが、小中学生や子育て中の親、教員等、幅広い年代に向けた意識啓発、教育の推進が図れた。
・人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利でいかなる場合でも尊重されるべきものだが、現実的には、社会的身分、門地、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別やその他にも弱者に対するいじめ、虐待、各種ハラスメント、SNSによる差別、個人の多様性の侵害など社会的変化から生じた新たな人権問題も認識されるようになってきている。
・このように今なお存在する差別の実態、原因について、様々な機会を通じ正しく理解するとともに、今後、こうした人権問題の解決に向けて総合的に取り組むことが必要である。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・様々な機会を通じて各種イベントにおける人権啓発活動を実施し、人権意識の高揚を図る必要がある。また、人権教育関係機関と連携した講演会の開催や、市主催の外部講師による人権研修会の開催、人権運動推進団体が主催する研修会に参加する等の取組みにより、様々な人権問題に対する考え方や在り方について理解を深める必要がある。
・住民の抱える様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を行い、人権問題に関する相談体制の充実を図ることに努める。

施策名	移住・交流	施策コード	6-1-4	担当部署	関連部署
施策の目指す姿	新たな交流が生まれるまち			政策企画部	全 部 署
政策体系	政策	地域づくり			
	政策の方針	多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります			
現況と課題	◆本市では、これまで定住化対策を重点事業として、移住者も含め市民が笠間市で暮らし続けられるように、市民のライフステージを見据えた環境づくりに向け、産業、雇用、企業誘致、健康、福祉、教育、子育て支援、都市基盤や生活環境などの対策を連動させ、総合的な定住化対策を推進してきました。「一生住みたい笠間づくり」に向けた取組みをさらに強化して、継続して人口減少の抑制及び人口構成の変化に対応したまちづくりが課題となっています。 ◆交流による一定の来訪者や地域居住者の増加、交流人口の増加による好影響の取組みを促進し、一環した交流推進のネットワークづくりを進めていくことが必要となっています。 ◆移住の推進については、コロナ禍における新たな生活スタイルとして、テレワークの普及、サテライトオフィスの設置等の推進により、都市圏と地方での生活を両立する流れが進んでおり、来訪、再来訪、短期滞在・多拠点居住、移住などのステージ別の対策強化が必要となってきています。 ◆本市での魅力ある暮らしを可視化し、移住希望者への移住体験施設や市外の方たちとの交流拠点となるモデルコミュニティ(笠間版CCRC)の整備を進めており、東京圏をはじめとした市外の方たちとの新たな関わり方を検討し、新たな人の集まりと移住・交流の双方において活用していくことが必要となっています。 ◆今後は、都心部を中心とした戦略的なプロモーションを行うことにより、地域の活性化につながる関係人口の創出や拡大の取組みが必要となります。また、移住促進につながる魅力の可視化や、移住してからの活動の場の確保など、分野間連携の取組みが必要となっています。				
施策の内容	①関係人口の拡大と交流の促進 ②変化に対応した魅力ある移住戦略の推進				

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
笠間ファン倶楽部加入者数(累計)	目標値	人	1,900	1,950	1,970	1,990	2,000
	実績値	人	1,940	1,995			
	達成度	%	102.1	102.3	0.0	0.0	0.0
移住・二地域居住者数(関連事業参加者の内)	目標値	人/年	20	30	40	45	50
	実績値	人/年	19	40			
	達成度	%	95.0	133.3	0.0	0.0	0.0
企業等による利用拠点(市内)数(累計)	目標値	箇所	2	2	2	2	5
	実績値	箇所	2	2			
	達成度	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

・移住の推進については、特に若い世代における転出の抑制及び転入増加策が必要となっている。その中で、コロナ禍における新たな生活スタイルとして、テレワークの普及、サテライトオフィスの設置等の推進により、都市圏と地方での生活を両立する流れが進んでおり、来訪、再来訪、短期滞在・多拠点居住、移住などのステージ別の対策強化が必要となっている。

・移住、二地域居住者数については、空家バンクの購入者数、移住体験ツアー参加者、移住体験施設利用者、地域おこし協力隊などの合計数となっている。移住検討者に対する内容及び周知方法が課題となっている。

・既存の笠間ファン倶楽部等の会員情報を活用した情報プラットフォーム等の仕組みを構築し、市民と移住予備軍(関係人口)へのサービス提供の拡張を図るとともに、ワーケーション施設としての「ETOWA」やコワーキングスペースとしての「IROHA」を軸とした都市と地方の多拠点における生活スタイルを推進する。

- ・お試し居住、空家バンク制度、地域おこし協力隊事業、クラインガルテン事業等の既存の制度を継続し、移住や二地域居住を推進する。
- ・具体的な移住支援及び新たなまちづくりとして、笠間版生涯活躍のまちの実現に向けて、魅力ある「笠間暮らし」の創出を目指した居住誘導及び学びと就労の仕組みを構築するため、官民連携により事業を進める。
- ・移住定住ポータルサイト(sumusumu笠間)や移住パンフレットなどを活用し、移住検討者に情報を発信していく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	ライフイベント	施策コード 6-1-5	市長公室 政策企画部 総務部 保健福祉部 こども部 教育部	-
施策の目指す姿	生涯をとおして安心して暮らせるまち			
政策体系	政策	地域づくり		
	政策の方針	多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります		
現況と課題	◆本市ではこれまで、子育て支援として、保育料軽減、医療福祉費支給制度(マル福)、妊婦健診の推進、ファミリーサポートセンター事業、児童館整備、寺子屋事業、出会い創出支援など、切れ目のない支援策を実施してきました。健康づくり推進では、地域包括ケア体制の確立といった主に中高年齢層に対する事業も積極的に展開してきました。生涯活躍のまちづくりとして、学びや就労といった観点を含めた人口構造の変化に対応したまちづくりを推進しています。このように、新しい地域づくりの推進、市民の生涯を通した支援につながる取組みの推進を図り、魅力あるまちづくりを推進していくことが重要です。 ◆保健センターを中心とした市民の健康を支援・増進する実践的な事業を継続するとともに、平成30(2018)年に開所した地域医療センターかさまを中心とした医療・保健・介護の分野連携の機能強化を図ってきましたが、コロナ禍において対面式での講座等が開催できなくなるなど、事業実施の新たな手法が課題となっています。 ◆就労の場の確保については、持続に向けた経済性の確立とともに就労者及び雇用者の双方の需要把握が必要となっています。 ◆斎場については、一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営していますが、斎場の運営の在り方を含めた事業の継続性の確立や、更なる利便性向上が必要です。また、墓地等に係る市民意識の変化を捉えた適正な管理を促していく必要があります。 ◆今後は、多様化する市民の課題に対し支援体制の強化を図るとともに、多様化するライフスタイルの変化に合わせた支援策の検討を行う必要があります。また、人生100年時代を見据えた多様なライフデザインの形成支援や、あらゆる世代が交流し、共に活躍できる場の創出が必要となっていくとともに、時代の変化に合わせた市民生活の利便性向上など、新たな笠間暮らしの創出を図ることが必要となります。			
施策の内容	①多様なライフスタイルに応じた切れ目のない支援の展開 ②市民生活の向上と活躍の場の創出			

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
平均自立期間【再掲】	目標値	歳	延伸	延伸	延伸	延伸	平均自立期間の延伸
	実績値	歳	男77.7 女81.0	男78.8 女83.3			
	達成度	%					
軽就労メニュー数(累計)(学びと働きが連動するメニュー)	目標値	件	2	5	10	13	15
	実績値	件	0	0			
	達成度	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
住みよいと感じる市民の割合	目標値	%	-	83.0	-	85.0	85.0
	実績値	%	-	75.1	-		
	達成度	%		90.4		0.0	0.0

(2) 施策の課題

・就労の場の確保については、シニア層等をターゲットとした講座等を行いながら、学びと就労をつなぐ組織の成立要件等の研修を実施してきたが、現時点で具体的なメニュー開発には至っておらず、持続に向けた経済性の確立とともに就労者及び雇用者の双方の需要把握が必要となっている。

・斎場施設について、建物や設備の経年劣化に対応するため、計画的な修繕を行う必要がある。特に火葬設備については全体の耐用年数が30年とされており、数年後の大規模改修に多額の費用が見込まれるなど、継続的に施設を運営するための財政健全化を図る必要がある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・結婚から子育てまでの切れ目ない支援策については、各ライフステージに応じた支援等の強化に向け、特に少子化対策を中心とした、よりきめの細かいサービスの実施に向け、行政の各分野及び公民連携を図り包括的な体制の整備を進めていく。また、オンラインでの相談体制の確立などデジタルを活用した事業実施の新たな手法の検討を進めていく。

・生涯活躍のまち事業をモデルケースとして設定し、多世代の日常的な交流、学びや就労といった個別の事業が発生する公民連携の拠点を形成し、市内全域への波及を図る。

・火葬設備の大規模改修に関する費用について、実施に向けた中長期的な財政計画に基づき財政確保を図る。

・利用者、受益者の適正な負担について、令和6年度に料金改定を実施したが、今後も継続的な運営を見据え、施設使用料の見直しを適宜検討する。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	広報・広聴	施策コード 7-1-1	市長公室	-
施策の目指す姿		多様な情報発信と市民参画のまち		
政策体系	政策	自治体運営		
	政策の方針	スリムで効率的な自治体運営をめざします		
現況と課題	◆生活情報・観光情報及びまちづくり情報などの様々な情報については、広報紙、ホームページ、メール配信サービス「かさめ〜る」などを活用して、市民へ情報提供するとともに、市政懇談会や電子メール、ご意見箱、各種事業説明会などを通して、市民の意見や要望の把握に努め、広報・広聴活動を積極的に推進してきました。 ◆市民のニーズを捉え、わかりやすく、かつ迅速に情報を発信するため、SNSによる情報提供体制を強化したことから、各種閲覧者数・フォロワー数は順調に伸びています。今後は、市内外に対して市のイメージ向上や「笠間らしさ」を戦略的に発信していくため、情報ごとにターゲットを定めることにより、ターゲットが必要とする情報の提供や伝え方の工夫などを検討することが課題です。 ◆市民等に対し市の考え方を伝える新たなコンテンツとして、類似した問い合わせ内容について一括してホームページで回答を公開し、情報の共有化を行っています。多岐にわたる市民意見に対し、市の考え方を示す場として活用し、市民にも認知されるようにしていくことが課題です。 ◆今後は、発信する情報の内容とターゲットについて、効果的な発信を強化するとともに、発信する媒体のマルチチャネル化やアクセシビリティの向上、取得しやすい情報の発信により、情報が広く市民に届くことが重要です。あわせて、紙媒体での情報提供からペーパーレス化に向けた新たな取組みが求められています。また、市民からの意見や提案などの把握の機会を拡充し、意見反映につながる取組みを行う必要があります。			
施策の内容	①多様な手法による広報活動の強化 ②行政参画を推進する広聴活動の実施			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
SNS等フォロワー数(累計)	目標値	人	20,000	20,400	20,800	21,200	21,600
	実績値	人	23,524	25,992			
	達成度	%	117.6	127.4	0.0	0.0	0.0
ホームページ及びSNS等の閲覧件数	目標値	件/年	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000
	実績値	件/年	3,488,044	3,160,429			
	達成度	%	116.3	90.3	0.0	0.0	0.0
意見・提案情報共有化数	目標値	件/年	50	50	50	50	50
	実績値	件/年	40	42			
	達成度	%	80.0	84.0	0.0	0.0	0.0
	目標値						
	実績値						
	達成度						
	目標値						
	実績値						
	達成度						
	目標値						
	実績値						
	達成度						

(2) 施策の課題

・市公式SNSは、以前から活用していたフェイスブック・X(旧ツイッター)・インスタグラムに加え、令和2年度にライン、令和5年度にスレツスを追加し、さらに情報発信体制を強化してきたことから、各閲覧者数やフォロワー数は順調に伸びている。今後さらに戦略的に広報していくため、市内の年間行事等を把握して計画的な情報発信を進めるとともに、より魅力的かつスピーディな情報発信を行っていく。 ・市民の声としての問い合わせは多岐にわたり、各部署と連携して対応し個別に回答するとともに、市民に共有すべき内容は市ホームページに公開して、情報の共有化を図っている。しかし、問い合わせ件数は増加しているため、さらに公開・共有を進めていき、市の考え方を示すとともに、市民の意見反映の機会を増やすことで、問い合わせ件数の減少につなげていければと考えている。また、市民と市長が直接話す機会である市政懇談会について、現役世代の参加が少ないことも課題である。 ・今後は、デジタル化の進展や脱炭素社会の実現に向けて、広報がさまや広報がさまお知らせ版のスマホ版を令和6年などの紙媒体から、ホームページやSNSなどのデジタル媒体への情報発信に重きを置いた方法を検討していく。また、広報のペーパーレス化・デジタル化は、区長や班長の負担軽減にもつながることから、デジタルによる市民への情報提供の強化を図る取組みを進める必要がある。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・広報紙のデジタル化について、令和6年11月号からスマホ版での配信を開始予定。デジタル化の推進として、令和5年度に試験的に実施した福原地区(旧笠間)大沢地区(旧友部)に加え、他地区でもデジタルのみの広報紙配布を試験的に継続実施していく。 ・戦略的な情報発信(特にSNS)を進めるため、市内の年間行事等の把握に努め、計画的な広報を実施していく。 ・SNSでの情報発信については、市のイベントや催事、事業などを各部署から情報提供してもらい共有することで、さらに情報発信の質と量の強化を図る。 ・現役世代が参加しやすい市政懇談会の開催手法の検討に取り組んでいく。 ・市報をはじめ情報配信をデジタル媒体に移行させるには、SNSやホームページの閲覧や登録者数を増加させる必要がある。そのため、利用者拡大を図るため様々な機会やチャネルを活用していく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名		行政運営	施策コード	政策企画部	全 部 署
			7-1-2		
施策の目指す姿		時代の変化に柔軟に対応できる行政運営			
政策体系	政策	自治体運営			
	政策の方針	スリムで効率的な自治体運営をめざします			
現況と課題		◆複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行財政改革の推進や、行政評価を事業計画・予算編成や組織構築に反映させた行財政運営が求められています。 ◆本市では行政評価システムの導入、アウトソーシングの推進、職員数の適正化、専門職員の育成など、経営資源の効果的な活用による行政サービスの向上を図ってきました。今後、さらに高度化・専門性が増す事務事業の遂行において、職員の育成と計画的な採用が必要となっています。効率的かつ効果的な行政運営を展開していくため、組織間の連携強化を図り、適正な組織づくりをする必要があります。 ◆社会経済情勢が変化し、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、一つの自治体がすべての行政課題に対応し、解決を図っていくことが困難になってきています。また、市民の日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、同じ行政課題を抱える自治体がその解決に向けて、相互に連携し補完し合うことが求められていることから、水戸市を中心市とした定住自立圏構想への取組みとともに、令和4(2022)年度からは連携中枢都市構想での取組みを進めていきます。 ◆今後は、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、持続可能な行政サービスの確立に向けた各種の取組みが必要となっているとともに、人材の確保と育成も重要となっています。また、一つの自治体のみでの行政課題への対応だけでなく、広域連携の更なる強化や公民連携による新たな手法での弾力的な行政運営が必要となっています。			
施策の内容		①時代の変化に対応した仕組み改革 ②新たな働き方への環境整備			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
基幹系システムの標準化(累計)	目標値	事務	0	0	0	20	20
	実績値	事務	0	0			
	達成度	%				0.0	0.0
職員数	目標値	人	708	707	715	711	715
	実績値	人	703	702			
	達成度	%	99.3	99.3	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・多様化する市民ニーズに対応するため、時代の変化に合わせて行政サービスを提供する仕組みそのものを変革していく必要がある。 ・公民連携に係る基本方針などにより民間活力の導入や徹底した事務事業の見直しなど、行政運営の効率化を進める必要がある。 ・業務のデジタル化による市民サービスの向上など、全ての分野においての変革に向けた取組みを加速する必要がある。 ・広域行政について、連携中枢都市圏での地域の経済と生活の向上に資する取り組みの強化を図る必要がある。 ・多様化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりの意識改革と時代の変化に合わせた人材の育成が不可欠となっている。 ・職員の計画的な採用により、専門職を含む多様な人員の確保を行う必要がある。 ・能力や働き方の多様性を重視した労働環境の整備を行い、行政組織力全体の強化を図る必要がある。 ・成年後見制度の利用を促進するにあたり、担い手となる専門職が全体的に不足しており、地域差も大きいことが課題となっている。
--

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・令和3年5月に成立した標準化法により、地方公共団体は令和7年度末(令和8年3月)までに、基幹系業務システムを国の定める標準仕様書に適合した『標準準拠システム』に移行することが義務付けられている。令和5年度においては、国が定める標準仕様書と現行システムの差異分析を実施した。標準化システムへの移行の進捗は順調に進展しており、令和6年度は基幹系システム運用事業者においてシステムの移行準備、令和7年度に本格移行(令和7年12月予定)を実施する。 ・多様化する地域課題や社会環境の変化に対応する質の高い行政サービスを維持していくため、令和5年度に「笠間市公民連携条例」を制定、「笠間市公民連携ガイドライン」を策定し、これらに基づき、透明性や公平性を確保しながら、公民連携のさらなる推進を図る。 ・施策の質や行政サービスを向上させるために、全ての職員がそれぞれの役割を認識し、能力を最大限に発揮することができるよう職員の育成を行うとともに、職員が心身ともに健康で生き生きと働きやすい労働環境の整備に努める。また、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応できるよう専門職を含む必要な職員を計画的に確保していく。 ・国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では優先事項として、担い手の確保・育成等の推進が挙げられている。連携中枢都市圏構想に係る県央地域成年後見支援事業において市民後見人の養成講座が開催され、笠間市ではこれまで6名が修了した。3名は高齢や多忙を理由に活動を辞退され、3名が登録されている。そのうち1名が社会福祉協議会の支援員として活動中である。今後も、市民後見人の育成に参画し、地域の権利擁護支援の担い手の確保に向けて支援していく。
--

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	財政運営	施策コード 7-1-3	総 務 部	政策企画部 会 計 課
施策の目指す姿	持続可能な財政基盤の確立			
政策体系	政策	自治体運営		
	政策の方針	スリムで効率的な自治体運営をめざします		
現況と課題	◆本市はこれまでも、積極的に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行ってきましたが、人口減少、少子高齢化が本格化する中、市税の減収や、社会保障関連経費などの増大、一般財源の減少等が見込まれることから、自主財源の確保と行政コストの抑制を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進める必要があります。 ◆ふるさと寄附金(ふるさと納税)やネーミングライツ、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなどの新たな制度を積極的に導入し、自主財源の確保を行っているとともに、ESG債の発行などの新たな財源確保についても検討を行っています。 ◆今後は、人口減少等を踏まえ中長期的な視点に立った計画的で健全な安定した財政運営を確立することが求められています。また、社会情勢や経済状況の変化に対応できる体制の強化や、自立的な財政運営の基盤となる自主財源の確保の拡大と強化が必要となっています。			
施策の内容	①選択と集中による財政運営の効率化 ②財源確保につながる取組みの強化			

(1) 取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
実質公債費比率	目標値	%	6.5	6.6	5.4	5.0	5.3
	実績値	%	6.7	6.4			
	達成度	%	97.0	103.1			
将来負担比率	目標値	%	▲ 23.7	▲ 28.1	▲ 39.6	▲ 41.2	▲ 24.6
	実績値	%	▲ 30.3	▲ 42.0			
	達成度	%	127.8	149.5	0.0	0.0	0.0
経常収支比率	目標値	%	90.4	90.1	89.8	89.5	89.2
	実績値	%	90.2	89.1			
	達成度	%	100.2	101.1			
ふるさと納税寄附額	目標値	千円	160,000	200,000	240,000	280,000	300,000
	実績値	千円	159,591	174,864			
	達成度	%	99.7	87.4	0.0	0.0	0.0
市税収納率	目標値	%	95.5	96.1	96.4	96.7	97.0
	実績値	%	95.8	96.0			
	達成度	%	100.3	99.9	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・自治体における財政構造の弾力性や財政の健全化は、決算に基づいて算出される各種財務指標によって表わされるが、令和5年度決算においては、指標目標である実質公債比率、将来負担比率及び経常収支比率のいずれも目標値を達成しており、概ね健全な財政運営が行われている。
・返礼品として「梨」「栗」が占める割合が高いことから年間とおして安定した受入額になっていない。また、農産物であることから出来具合に大きく左右される。
・寄附額の多い市町村と比べると年間通してのメイン返礼品がない。
・市税収納率については、更なる収納率向上のため、徴収体制の強化を図る必要がある。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・社会経済情勢や国の動静を見極めながら、予算編成において効率的な財源の配分を心がけるとともに、世代間の公平性や財源調達、将来負担を考慮した上で、市債や基金の管理を行う。
・令和6年3月の日本銀行のマイナス金利解除をうけ、基金の運用を定期預金から債券に転換し、税外収入の増収を図る。
・事業等の必要性や費用対効果について十分に検証し適正な査定に努めるとともに、更なる事業内容の見直しやスクラップを進めていく。また、有効な補助金等を積極的に活用していく。
・将来の財政運営において、自主財源の確保が極めて重要であることから、経常経費の抑制等に努め、さらに健全な財政運営を目指す。
・返礼品として人気のある「梨」「栗」の数量確保、また、「モンブラン」をメイン返礼品として位置づけ需要に対応できる数量の確保。
・令和4年度から導入した、その場で返礼品を受け取ることができる「現地決済型ふるさと納税」、寄附の使い道をより具体的に寄附を受け入れる「クラウドファンディング」を拡大していき寄附受入れ方法の手法を増やすことで増額に繋げる。
・市民以外からのふるさと納税の推進に加えて、市民向けふるさと納税(返礼品なし)を推進する。
・納税相談を継続し、財産調査による滞納処分等を積極的に進めていく。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策評価シート(令和6年度実施)			担当部署	関連部署
施策名	公共施設等管理	施策コード 7-1-4	総務部	各施設管理所轄部
施策の目指す姿	安全・快適に利用できる公共施設			
政策体系	政策	自治体運営		
	政策の方針	スリムで効率的な自治体運営をめざします		
現況と課題	◆本市の将来財政の見通しが大変厳しいものとなっている中で、公共施設は老朽化による更新経費の増加が懸念されています。施設毎の使用形態等の特徴を詳細に把握し、その必要性はもちろん、インフラ施設の長寿命化や公共建築物の総量削減、将来更新費用の平準化などを視野に入れた計画的な取組みが必要となります。また、各施設においては既存施設のバリアフリー化や、改修等に合わせたユニバーサルデザイン化が求められます。 ◆令和2(2020)年度に策定した「笠間市公共施設等適正配置計画」に基づき、各公共施設の改修等を総合的に把握し、公共施設の建替え及び改修時期が一定時期に集中することがないよう公共施設マネジメントを行い、公共施設の複合化や統合等、効率的な整備をし、計画目標総床面積20%削減を行う必要があります。 ◆今後は、安心・快適に利用できる公共施設の確保・運営に向けて、笠間市公共施設等適正配置計画に基づく公共施設のマネジメントの推進や、既存のストックや既存施設の空きスペースの貸出など更なる有効活用の強化が必要となっています。また、脱炭素社会の実現の施策とも連動した公共施設の整備や運営等の推進も必要となります。			
施策の内容	①公共施設等適正配置計画の推進 ②公民連携等による既存ストックの利活用促進			

(1)取組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
公共施設の延床面積削減数(累計)	目標値	m ²	1,912	3,824	5,736	7,648	9,560
	実績値	m ²	0	▲ 256			
	達成度	%	0.0	▲ 7	0.0	0.0	0.0
公共施設の大規模修繕及び長寿命化数(累計)	目標値	施設	8	16	22	27	38
	実績値	施設	1	1			
	達成度	%	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0
庁舎維持管理費の削減率	目標値	%	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
	実績値	%	▲ 23.0	▲ 11.0			
	達成度	%	▲ 176.9	▲ 84.6	0.0	0.0	0.0
公用車維持管理費の削減率	目標値	%	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	実績値	%	16.0	21.0			
	達成度	%	160.0	210.0	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

- ・令和2年度に策定した「笠間市公共施設等適正配置計画」に基づき、各公共施設の改修等を総合的に把握し、公共施設の建替え及び改修時期が一定時期に集中することがないよう公共施設マネジメントを行い、公共施設の複合化や統合等、効率的な整備をし、計画目標総床面積20%削減を行う必要がある。
- ・光熱費により施設維持管理費が左右される部分があるため、光熱費の削減が課題である。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

「空間市公共施設等適正配置計画」の適正な進捗管理のため、関係所管課とのワーキングを継続的に実施し、横軸の連携を強化し、各施設の複合化や統合・更新を進める。また、まちづくりの視点と民間活力を活用した公民連携等により、公共施設にかかる費用削減とあわせ、行政サービスの継続を図っていく。

・各施設の光熱費削減については、公共施設に太陽光発電設備の導入を進め、公共施設の脱炭素化とともに施設のコスト削減を図る。

施策評価シート(令和6年度実施)

施策名	デジタルトランスフォーメーションの推進		施策コード 7-1-5	政策企画部	全 部 署
施策の目指す姿		デジタル化による市民生活の変革			
政策体系	政策	自治体運営			
	政策の方針	スリムで効率的な自治体運営をめざします			
現況と課題	◆近年の急速なデジタル技術の進展により、スマートフォンのほか、一人が複数の端末を所持するようになりました。さらに、コロナ禍を受けてテレワークやWEB会議をはじめ急速なデジタルシフトがあらゆる分野において進展しており、デジタルが生活に欠かせないものとなっています。国においても国際競争力の強化、国民生活の利便性の向上及び急速な少子高齢化の進展など、様々な課題に対応するためのデジタル 庁が設置され、地方自治は基幹系システム(住民基本台帳・税務など)の標準化・共通化の取り組みを進めるなど、デジタル社会の形成を進めています。 ◆目指すべきデジタル社会として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が国より示され、市民に身近な地方自治体においても、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るためデジタル化による市民の変革が求められています。 ◆市においても、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に変革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急を目指すため、笠間市デジタルトランスフォーメーション(DX)計画を令和2(2020)年9月に策定しました。 ◆行政サービスのデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの交付は、コンビニ交付サービスの料金の時限的引き下げや周知等により30,410枚を交付し、交付率は40.6%(令和4(2022)年2月28日時点)となっています。国は、令和4(2022)年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指しており、更なる申請の促進と利用環境の整備に努めています。 ◆今後は、デジタル技術の導入による行政サービスの変革と市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会を実現するため、地域社会のデジタル化やデジタルデバйд対策なども含めた「デジタルトランスフォーメーション(DX)計画」の確実な推進により、市民生活の向上を図っていくことが必要となっています。また、市民ひとり一人に行政サービスを届けるためには、個人を識別可能な唯一無二のマイナンバーカードの普及も重要となっています。				
施策の内容	①デジタルトランスフォーメーション(DX)計画の推進 ②デジタル化を支えるマイナンバーカードの普及促進				

(1) 取り組みの成果を示す指標

指標名		単位	R4	R5	R6	R7	R8
基幹系システムの標準化(累計)【再掲】	目標値	事務	0	0	0	20	20
	実績値	事務	0	0			
	達成度	%				0.0	0.0
マイナンバーカードの交付率	目標値	%	67.0	77.0	85.0	92.0	100.0
	実績値	%	67.2	79.5			
	達成度	%	100.3	103.2	0.0	0.0	0.0
RPAの導入業務件数(累計)	目標値	件	17	18	19	20	21
	実績値	件	16	16			
	達成度	%	94.1	88.9	0.0	0.0	0.0

(2) 施策の課題

・RPAについては、導入の効果を見極めながらアカウントの集約等を実施を行うなど改善に努めている。RPAで対応が可能な業務・効率的な処理が可能な業務に対する理解も深くなったため費用対効果を追及する段階となっている。 ・高齢者等福祉施設入所者に関して、マイナンバーカードを申請するために来庁することが困難であることや、オンライン申請に不慣れであることが普及の障害となっていること。また、現在マイナンバーカードについては、税金や社会保障制度など、一部の行政サービスでしか利用できないため、利用シーンが限定されていることが普及の障害となっていることなどが課題となっている。 ・業務に精通した上でデジタルを活用した業務改革、業務改善が可能なデジタル人材を育成し、組織としてのデジタル対応能力の更なる底上げが必要である。

(3) 課題への対応策、今後の方向性

・RPAについては、単純な導入件数増加を目的とせず、ITリーダー等に業務改革に関する研修を実施し、有効性を吟味しながら活用を図っていく。 ・高齢者等福祉施設入所者への対応としては、福祉施設への出張申請等マイナンバーカードの取得までの支援を行うことはもとより、マイナンバーカードの交付・申請、電子証明書の更新等のWeb予約を行い、本市における交付体制の強化を行うなど、適切な広報も含めマイナンバーカードの普及や行政サービスの向上に取り組む。 ・デジタル人材については、業務改革(BPR)に関する研修や国家資格取得の助成を行うことで能力育成に努め、デジタルを活用したBPRのすそ野を広げていく。
--